

### 第四章 企業 (Enterprise, Unternehmung)

一、社會の經濟中  
に資本家と  
非資本家と  
ありて  
企業者  
ある者

現今經濟社會の一特色は企業家と資本家とが分離したことである。稍々古に在つては、資本なき者は企業家となることを得なかつたから、特に企業家と稱すべき社會階級は存在しなかつた。然るに、近年一方には經濟市場が擴張したのみならず、其組織が複雑となるに従ひ資本を運用することが困難となつたと同時に、一方には他より資本を融通することの容易となつたが爲に、資本家と企業家とが分離し經濟社會の中樞を爲す者は資本家ではなくて企業家であることとなつた。企業家の稍大なる者は、一面には變化窮りなき經濟社會に立ち未來の需要を察して巧に企業を經營するの手腕あると同時に、一面には資本家、労働者をして信頼せしむる人格を具ふる者でなければならぬ、其之が經濟社會の中樞を爲すは誠に其所である。

二、企業の分類

個人企業  
共同企業

企業を大別して個人企業と共同企業とに爲すことが能きる。個人企業とは一個人が全責任を以て生産又は營利事業の經營に當るものであつて、之より生ずる利潤の損失も舉て之に屬するものである。反之、共同企業は二人以上の者が共同して生産又は營利事業の經營に當るもので、之より生ずる損益は契約に基き之を分配するものを言ふのである。個人企業は古より企業の最も普通なるものである。而して其長所とする所は

個人企業の長所

- 一 企業に伴ふ損益は舉て其企業家に屬するものであるから、企業家は鋭意熱心に其經營に當るを以て其成績比較的優良である。
- 二 企業家は他より掣肘を受くることなく事業の經營に當ることを得るが故に、果斷敏活に行動することを得る。

諸國企業中成功せし者の多くは、初は個人企業であつて後其成績の擧がるに至り其組織を改むるに至つた。特に英國に於ては、企業の人的分子に重きを置くばかりでなく、會社の設立等に付ては法律等に於て何等の取締

を爲さないから、動もすれば基礎の不確實なるもの起りて資本家を苦しめた。故に資本家は、個人企業家として相當の成績を挙げた者にあらざれば、會社企業を起すも資本を出さない。加之、工業等資本に最も重きを置く企業は、暫く措き、商業の如き果斷敏活に行動せざるべからざる企業に在ては、他に多くの缺點あるに拘らず個人企業を最も適當とするものである。現に商業を營む會社の如き其内部の組織に於ては、各部若くは各支店は全く獨立せるものの様で、之を司る者に重き責任を負はしむるもの多きは、畢竟個人企業の利益を收めんとするに外ならない。

個人企業の短所

個人企業は如上の長所あると同時に、次の如き短所あることを忘れてはならぬ。

一 個人の能力竝に資本には自ら制限がある。其結果個人企業の規模は原則として小ならざるを得ない。然るに、現今の經濟社會は所謂資本的生産の時代に在るを以て、企業の中、規模の大なるものが勝を占むるが故に、

個人企業は甚だ不利益の地位に立たなければならぬ。

二 個人企業は其興敗一に企業家の手腕人物に歸するものであるから、企業も亦動もすれば企業家の死亡等に因て衰亡することなしとしない。故に企業をして永久的基礎を得せしむる所以ではない。茲に於てか其欠缺を補ふが爲に共同企業が起つた。

共同企業  
會社企業  
の分類

共同企業中最も重要なるは會社企業である。會社は我國の法律にては合名會社、合資會社、株式會社及株式合資會社の四種を認めて居る。

合名會社

合名會社は家族制より起つたものであつて、個人の力に依て起された事業が、其企業家の死亡に因て廢滅せんとするに當り、遺族の者が力を併せて其事業を繼續せんとしたのに始まり、中世の末葉伊太利都市に起つた。其組織は二人以上の者が其勞力と資本とを盡して其事業に當り共同して其危険を負擔するものである。而して各社員の爲す所は常に會社を代表するものであつて、他の社員の爲したことに付て均しく責任を負擔しなくては

ならぬ。合名會社は個人企業と同じく人的分子を含むこと多きものであるから、其長所とする所は個人企業と異なり、多くの者が一身同體となつて會社の目的を達するを得ると同時に、自然個人企業に比して多くの資本と異なりたる才能とを利用して生産等を爲すことが能きるに在る。然れども、其短所として、個人企業とは異なり自ら社員相互の間に於て相牽束する所あるが故に、敏捷果斷に事を處すること頗る難い。故に、此種の會社組織は社員が親友の間柄にして信頼すること敦き者か、又は性質上企業其ものは同一であるも、其社員は異なりたる場所に於て行動せざるべからざるか、若は社員の司る所のものに間に明確なる限界を立つることが能きるものでなければ之を採ること難い。

## 合資會社

合資會社は無限責任社員と有限責任社員とより成り、無限責任社員は合名會社に於けると同じく、勞力と資本を盡して共同して専ら其企業經營に當るものであるが、有限責任社員は單に資本を以て其企業を助くるもので

伊太利の  
コンメンダ

あつて、從て其責任は離出したる資本に止まるものである。但し有限責任社員も自由に其會社より退きて資本を他に運用することを得ないものであるから、其企業の經營に當るべき無限責任社員を信頼するにあらざれば之に關係すること難い。此會社組織は伊太利の「コンメンダ」Commenda と稱する企業形式に始まる。中世の末葉、伊太利都市が商業上旺盛を極むるや、冒險事業を爲す者甚だ多く、是等冒險者は身を以て之に當るが、原と資本なき者であるから、資本家は其人格手腕を信じて之に船舶等資本を出して其事業を助けた、而して其冒險事業にして功を奏することを得ば其利益を折半した、是れ即ち「コンメンダ」である。然るに、後に至り是等冒險者中、自ら資本ある者を生ずるに至つたので、冒險者は獨り其資本に止まらず身命を賭して之に當ると共に、其傍に單に資本のみを以て事業を助くる者あるに至つた。其斯の如き組織が稍々變じて今日の合資會社組織を爲すに至つたのである。即ち此組織は合名會社等と異なり、人的分子と資本的分子と相半

ばするものであるから、才幹手腕ある者が事業を起さんとするも資本なきが爲に其目的を達すること能はざる者が資本あるも自ら之を運用すること能はざる者と合して目的を達することを得るものであつて、是等手腕ある者に取つても、資本家に取つても又經濟社會に取つても利益である。然れども、此會社の中心を成す者は常に無限責任社員であるから、合名會社の場合の如く共同一致事に當るにあらざれば、十分の成績を擧ぐることが能きないばかりでなく、其傍らに有限責任社員ありて事實上之を牽束して手腕を揮はしめざることなしとしない。且、此會社組織は、其不利益を償ふに足る巨額の資本を集むることを得るやといふに、其責任は株式會社の株主に比し遙かに重きが故に之に應ずる者が少ない。

株式會社

株式會社は全く資本の結合である。會社の資本を多數の株式に分け、多數の株主が之を負擔し、而かも其責任は出資に限らるるものと言ふのである。

株式會社の特長

株式會社の特長は資本を吸集する力の甚だ大なることであつて、近世事業の資本は益々多きを要するに至つたけれども、株式會社組織を以て之を集むること能はざるものなしと言はれて居る。其能く資本を吸集する所以のものは、畢竟（一）其資本が多數の少額の株式に分ること（二）株主の責任有限にして離出したる資本に限らること（三）竝に株式讓渡が自由なるの三點に在る。

資本が小額の株式に分かるから、資本の少なき者も其企業が有望であると思はば之が株主となることが能き、資本ある者は其欲する所に従ひ株式の募集に應ずるを得べく、且つ其責任が有限にして、而かも其株式は自由讓渡することを得るが故に、新たに起りたる會社に關係したが爲に其全財産を失ふの虞がない、従て心を安んじて關係することが能き。要するに、資本の少なき者も亦資本の多い者も共に之を誘て其株主たらしむることを得るのである。又資本家の投資の目的を見るに、或は資本を有利なる

事業に投じて永く利殖の途を計らんとする者あり、或は價格の變動に乗じて利益を得んとする者もあり、或は其手許に在る資本を運轉して比較的多くの利益を收めんとする者もあるであらう。株式會社は公債等と異なり其意思に反して償還せらるる虞なく、價格の變動に乗じて利益を得んとする者にも、株式は賣買讓渡が自由であつて従て價格の變動少くないから株式の賣買に與るを以て最も適當とすべく、更に手許に存する資本を運轉するにも亦適當して居る。蓋し株式は原則として銀行の預金に比し利益が多いからである。由是觀之、株式會社組織は社會各方面より資本を集め得るものである。

株式會社組織の第二の特長は、合名會社又は合資會社と異なり、株主は性質上企業家にして其企業より生ずる損益を負擔する者であるに拘らず、自ら企業經營に當ることなく、第三者をして之に當らしむる點に在る。換言すれば、株主は其企業に付て特に知識あるを要しないから、其位置極めて輕

易である。故に株式會社組織の他の企業組織に比較して勝れる點は

- 一、鐵道工業等企業の性質として初めより巨額の資本を要するものに最も適すること。
  - 二、其他の企業に於ても近世經濟組織の下に於ては、資本の多い者が常に優勝なる位置を占むることを得るものであるから、此企業組織を採用するを得策とすること。
  - 三、此組織にては企業其ものは株主とは全く獨立的存在を有するものであるから、永久的性質の企業を行ふに適すること。
  - 四、此會社組織にては企業の經營に最も適する者をして之に當らしむることを得るが故に、企業の成績を擧ぐることを得べきこと。
  - 五、此組織にては會社の狀況、事業の成績等を公表するが故に世人の注意を惹くこと多く従て信用を得るの利益あること。
- 等を擧ぐる事が能き。然れども、株式會社は資本の結合に過ぎないも

株式會社  
の知所及  
其批判

のであるから其會社の機關にして職責を重んじ能く活動するときは是等の長所を發揮し以て良好の成績を擧げることが能きるも、然らざるときは他の企業の組織に比して優良なる成績を擧げることが能きない。株式會社の機關は意思機關としては株主總會がある、株主總會の議決に基き實際企業經營の任に當る者即ち行爲機關としては取締役がある。更に監査役は監督機關であつて株主をば代表して取締役を監督するものである。是等の機關が能く其職責を盡し、從て會社をして良好なる成績を收めしむるやといふに、多くの國に於ては然らざるものが多い様である。是れ多くの國に於て株式會社組織の改善を説く者ある所以である。

株主總會は株式會社の意思機關であつて營業の方針、取締役、監査役の選任及解任、利益及利子の配當、社債の募集、定款の変更等一切を決するものである。由來株主の多數は其事業に通曉するものでないから、從て其經營に付き常に注意するものではない。寧ろ配當の多少のみを懸念するもので

あるから、相集まりて總會を開くも果して能く其事業の永久の利害を計つて其方針等を立つることを得るや疑はしい、從て株主總會は無意義に了ることが少なくない、否、却て其事業の發達に障害を爲すことなしとしない、其事業の盛衰は寧ろ取締役其人を得るや否やに關することが多いのである。但、取締役の選任は株主總會の決する所なれば、其選任は時として情實に因て決し、常に合理適正なるものと言ふことが能きない。假に取締役に適任者を得るとするも、取締役は定款、總會決議、監査役等の制肘を受くるが故に、個人企業に於けるが如く果斷敏活に行動すること難く、常に株主等の意思を顧慮せざるべからざる結果、其事業の爲に永久の計を立つること能はざる場合がある。而も永く其經營に當ることを得るや否やを知ることが能きないから、自から個人企業に比し其經營に熱心なること難い。要するに、企業經營の中心たる取締役は常に適任者を得るに難いばかりでなく、縱令適任者を得るも常に其能力を盡さしむることは難かしいものである。

監査役は株主に代て取締役の行動を監督するものであるが、動もすれば有名無實となり取締役を助くるに過ぎないことがある。蓋し監督の任に當る者は表裏の事情に通ぜぬばならぬ、表裏の事情に通ずる者は往々情實の爲に捕へられて、適當に監督の責を盡すことを得ざる場合がある。故に學者の中には、監査役は少くとも其一部分は株主總會をして選ばしめずして、政府特に裁判所をして任命せしむべしと論ずる者がある。或は會社の營業報告は必ず會計士をして檢閲せしめ、以て監査役制の不備を補はしめんとする者がある。

要するに、株式會社組織は巨額の資本を結合したるに過ぎないから、之を活用すると否とは其機關を形成する者に其人を得ると否とに關する。學者の株式會社の活用を以て其國民經濟の發達するや否やを卜するに足るといふ所以のものは蓋し之が爲である。思ふに、現今何れの國に於ても株式會社の取締役、監査役が往々株主の利益に背いて行動することあるは、一

は株式會社組織が資本の結合たるが爲であるが、一は取締役等其位置に對して有する道義心の足らざるが爲である。故に株式會社をして國民經濟の要求に副はしめんと欲せば、其組織を改めて獨り資本の結合たらしめずして、或程度まで人的分子を加味せねばならぬと同時に、株主をして其企業經營に興味を有せしむると共に、之が經營に當る者をして其位置に對する道義心を養成せしめなければならぬ。是れ企業經營の技術的研究に先ちて爲さるべきである。

#### 株式合資會社

株式合資會社は無限責任社員と有限責任社員とによりて成り、無限責任社員は合資會社に於ける如く連帶無限の責任を以て業務に當り、有限責任社員は單に資本を以て其企業を助くるものであつて、其資本は株式に分かれ、而も株式會社に於ける如く自由に讓渡すことを得るものである。此會社組織は、合資會社と株式會社とを折衷したものであるから、株式會社に比し人的分子多く無限責任社員にして其人を得れば成績を擧ぐることを得

るものであるが、有限責任社員は株主總會を開くと雖も、其總會は會社の意思機關ではなくして有限責任社員の意味機關に過ぎないから、云はば株主の權利は株式會社の如く大なるものではない。従て株式會社の如く資本を集むる力少なきが故に、經濟上重要な位置を占むることが能きぬ。

經濟の進歩するに従ひ資本的生産が重きを爲すが故に、夥多の缺點あるにせよ、個人企業は漸く共同企業となり、共同企業の中にも株式會社が最も重要な位置を占むるに至るは、多くの國の趨勢に照して明かである。之を企業の集中的傾向といはれる。而して、此ことたる獨り個人企業が共同企業となり、小仕掛に經營したる者が漸次大仕掛の經營法を採るに至るのみに止まらない。

蓋し近年經濟市場が著しく廣くなるに従ひ、企業家等の競争益々激烈となりて殆ど底止する所を知らない。企業家は常に其生産した物の需要と、競争者が市場に出すべき供給とを推察して生産しなければならぬ。市場

に顯はれたる供給多くして需要之に伴はないとき、即ち生産過多なるときは非常に困難を感せざるを得ない、勢ひ激烈なる競争に因て其競争者を抑へ其利益を保全せんとするであらう。競争は企業家を刺激して生産技術並に經營方法の改善を促さしむる所以であつて、經濟社會の爲に慶ぶべきであるが、前にも陳べた様に、其競争にして激烈となるや、企業家は正當の手段に因て勝を制せんとはしないで、動ともすれば消費者の不明に乗じ不正の手段に因て勝を制せんとする、特に此弊は經濟社會が不況に在る場合に多いのである。此ことたる國民經濟より見て決して慶ぶべきことではない。競争の結果のは勿論、企業家自身に取ても苦痛決して輕きものではない。競争の結果、經濟力の弱い者は倒れ、其強き者も亦大に傷かざるを得ないからである。されば近年に至り、企業家は競争の弊に堪へず、從來互に競争したる者が共同して其競争を止め、利益保全の途を講ずるに至つた。企業聯合及合同は即ち是れで、此顯象が少なくなるとも經濟上重要となつたのは實に第十九世紀



の末葉以降の事である。

企業聯合

其目的及  
效果

企業聯合とは同じ市場に於て競争する獨立の企業家が生産並に販賣に付き共同一致の行動を爲すことを約するものを云ふのである。既に共同一致の行動と云ふ以上は之に加はる企業家は多少は其行動に制限を受け、其契約の範圍に於て競争をしないことになる。例へば價格協定の聯合と云へば聯合に加はりたる企業家は其生産した物を同一の價格で賣捌くことを約し、其點に於ては競争をしない、但し品質の上に於て競争することは妨げないから全く競争を廢したものである、即ち企業の聯合に於ては、之に加はる企業は決して之に因て其經濟上の獨立を失はない、契約以外に於ては自由に行動することを得るのである。企業聯合は競争防止を目的とするものであるから、市場に於て競争する同業者の大部分を加入せしめなければならぬ。今日勢力ある聯合の多くは、其市場に出づる生産物の六割乃至七割を生産するものを包含する。而して (一)同業者の數少なくして

あまのり  
1/2  
2/3  
3/4  
4/5  
5/6  
6/7  
7/8  
8/9  
9/10

市場を支配すること容易なるか (二)其生産技術比較的簡單で其生産品は企業家に因て大差なきか (三)若くは企業家が比較的狹隘なる地域に集りて生産條件等に於て大差なき場合には、競争も激烈なる代りには聯合を爲すことも亦容易である。

企業合同

企業合同  
の目的

企業合同は企業聯合と異り、同じ市場に於て競争する夥多の企業が合して一企業となり以て其市場を支配するに至りたるものを謂ふのである。企業合同の目的は企業聯合と同じく競争を防止するに在るが、企業合同の場合には其市場に現はるる同種の貨財の大部分を生産する者が全く合併するものであるから、之に加はるべき企業は全く經濟上の獨立を失はなければならぬ。企業合同の幹部となる者は種々の事情を調査して、最も經濟的に經營する爲に其組織等を一新すると同時に、其市場を支配する勢力を其手に收むるが故に其利益を増進すること難くない。

企業聯合は歐洲大陸殊に獨逸に盛んなものであつて、企業合同は米國

企業聯合は大  
陸に於ては  
陸に於ては  
同様に米國  
には米國  
に行はる

に於て最も旺である。歐洲大陸に於て企業聯合の盛なる所以は、是等諸國に於て企業の名聲ありしものは既に百年以前の創設に係り、辛酸を経て茲に至つたものであるから、縦令生産過多等に苦しむも俄かに經濟上の獨立を抛つことを欲せず、加ふるに諸國の學者立法者等は競争の弊を矯正する爲に此種の聯合を歓迎したるに因り、却て鞏固なる組織を見るに至らなかつたが、反對に米國に於ては企業社會に歴史なきのみならず、合同の如き大規模の企業を經營するに足る人物が輩出したると、米國人の氣風として大規模のものを歓迎したるに拘らず、政府、裁判所は其建國の精神と背馳するものとして之を抑壓せんとしたが爲め、却て鞏固なる組織を見るに至つたものである。

企業聯合に依り企業家の行動の束縛制限せらるる程度の多少に因り、學者之を弱き企業聯合と強き企業聯合とに分つを常とする。弱き企業聯合は (一)販賣條件協定の聯合 (二)價格協定の聯合 (三)生産制限協定の聯合

販賣條件協定の聯合  
價格協定の聯合  
生産制限協定の聯合  
販賣條件協定の聯合

販賣條件協定の聯合

價格協定の聯合

生産制限協定の聯合

販賣條件協定の聯合

(四)販賣協定の聯合の四種がある。販賣條件協定の聯合とは同じ價格にて販賣するにも、其販賣條件例へば販賣者が掛賣を爲すか、運賃を負擔するか若くは現金を以て購買する者には割引する等種々の條件に依り顧客を吸引することを得るものであるから、競争者が其販賣條件を協定するときは或程度まで競争を止むことが能き。價格協定聯合は前にも陳べた様に貨財の販賣價格を協定するものであつて、更に競争を少なくすることを得べきものである。生産制限協定の聯合は生産過多等の場合に起るものであつて、競争する企業家が種々の方法に依り生産額を縮少し、其生産過多より生ずる弊害を避けんとするものである。販賣協定の聯合は競争企業家が協商して各其生産品の販賣を定め互に相侵さざらしめんとするもので、此聯合は内國市場に就ても行はるることあるが、外國貿易に従事する者が共同して外國の競争者に當らんとする場合に多く行はるるものであつて其成績見るべきものがある。是等の聯合に於ては言ふまでもなく各企業

強き企業聯合  
生産額協定の聯合

共同販賣協定の聯合

三、米國に於ける企業合同の形式

家の行動の束縛せらるる程度少なく従て競争防止、利益保全の目的を達すること難いが、強き聯合に至ては企業家の行動を束縛する程度も多く、従て其目的を達すること比較的多からざるを得ない。強き企業聯合は (一) 生産額協定の聯合と (二) 共同販賣協定の聯合の二種を含むもので、生産額協定の聯合とは同聯合が市場に出すべき生産總額を定め之を一定の歩率を以て聯合する企業家に割り當てるものであつて、大體に於て市場に出すべき供給額を一定するが故に、生産過多を生ずる理がないから従て聯合の目的を達することが能きる。更に共同販賣の聯合は獨り其生産額を協定するに止まらず、必ず共同機關を経由せねばならぬ、既に共同機關を経由する以上は、企業其ものは各獨立するも、其市場に對する關係は恰も一企業の如きものであるから、全く競争を防止することを得るのである。

米國にて企業家が競争を防止する爲に、初め歐洲諸國に於けるが如く企業聯合の組織を採つたけれども、政府は建國の精神に悖るものとして之を

停停

Boards of Trust Certificate

ヴォーティング・トラスト

禁ぜんとしたので、英法の信託なる形式に則とり、夥多の企業、の株主が擧て數名の委員 (Board of Trusty) に其株式を信託して株主の權利を行使せしめた、該委員は株主に代つて其企業の經營に當り、株主は全く其經營に對し容喙することなく、單に株式の代りに得たる信託證書 (Certificate) に對し配當を受くること、恰も株式に對して配當を受くると異なる。此方法に因て夥多の企業を合併して市場を獨占し、以て企業合同の目的を達することを得べきであるが、政府は之を公安に害ありと認めて禁止せんとしたので、企業合同は稍々其組織を變ぜざるを得ないことになつた。即ち、吾同せんとする企業の株主は株主權を擧げて少數の委員に信託することなく、従前の如く株主として配當を受くれども自ら株主總會に出席することなく、表決權は少數の委員に委任して之を行使せしめ、以て事實上合同の實を擧ぐるもの少なくない、之をヴォーティング・トラスト (Voting Trust) といふのである。又合同せんとする企業が商法に認むる合併の手續に依り一大企業を形成す

四、フエ  
ジョン

ることも亦稀なりとしない。既存の企業の中比較的に強力なる者が其以前の企業を合併することなしとせざるも、多くは新たに一大株式會社を起し、現金又は株式を以て既存の多くの企業を買収するを常とする、之をフエジョン (Fusion) とすのである。此場合は多くの企業が公然一大企業となるものであるが、裏面には合併せずして而かも合併の害を擧げんとするものも亦少なしとしない。新たに一大會社を起し、其資金を以て合同せんとする企業の株式の過半數を買収して其實權を收むるときは、表面は數多の企業は従前の如く獨立するとも實は合同したるに異らぬ。之をホルデンク、カンパニー (Holding Company) といふのである。以上陳べた如うに、形式に於ては種々あるが、從來競争せるものが事實上一企業となり、以て市場を獨占するに至りたものであるから、凡て之を企業合同と稱する。

ホルデン  
カンパニー

五、企業  
聯合又  
は合同の  
國民經濟

企業聯合又は企業合同は、同業者間の競争を防止し利益を増加するを目的とするものであるから、之に加はるものにて取て私經濟上利益なるは疑を

上及ぼす  
影響の  
批判

容れないが、其經濟社會に及ぼす影響に至つては學者の間に異論ある所である。其制度が國民經濟上利益であると爲す論據は、此制度は需要と供給とを調和するのみならず、競争に基く濫費を避け適當なる經濟方法を用ふるを以て、生産費を減少し従て價格を低減するばかりでなく、労働者に對しても賃金を増加する傾向あるを以て利益なりといふにある。而して、是等の論者は同制度が起つて以來諸國に於ける成績を以て之を證明して居る。反之、其害を説く者は、企業の聯合又は企業の合同は大勢力である、勢力ある者は動もすれば之を濫用する。企業聯合又は企業合同は其勢力を濫用して聯合又は合同に洩れたる企業家又は労働者に迫害を加へ、又は獨占者として價格を高め暴利を貪り以て消費者を苦しめしめるに至る。從來、企業聯合若くは企業合同に此種の弊害なかつたとするも、同制度起つてより未だ多くの歳月を経ないのみならず、社會の反對を虞れて之を爲さざりしに因るやも知れない、之を以て國民經濟上利益なりとすることは能きぬ。と

第四章 企業

の A とするは... 莫迄ぬが何すかスル、二人ともたすハ... 人ともたすハ... 人ともたすハ...

経済学

二〇三

取  
と  
お  
お  
お

主張する。蓋し其制度の利害は俄かに之を断定することは能きない。縦令其國民經濟に及ぼす利益は其弊害を償ふこと能はずとするも、國家は到底之を禁遏することが能きないで、單に之を取締ることを得るに過ぎないであらう。而して其取締法に付ては諸國は大に之を研究するに拘らず、未だ其完全なるものを得るに至らない。學者が本問題を目して二十世紀が解決すべき最も重要なる經濟問題であると爲す所以である。

欠

欠

ひ國家の保護を得て始めて之か目的を達するものである。故に此説は未だ私有財産權の基礎を説明し得たりと謂はれない。

二 勞働説 (Arbeitsheorie)

Lock, Bastiat 等の唱へた所であつて、人類は勞力の結果を收むることを得、故に勞働して得た所を節約して貯蓄するときには茲に私有財産を生ずる。即ち、私有財産權の基礎は勞働に在りと説明するものである。然れども、貨財の生産は決して單純に勞働にのみ因るものではない、少なくとも自然を待たなければならぬ。然るに、勞働を出したる者が自然までも之を私有に歸せしむることが正當なりや否や疑はしい。例へば、此論を以てせば、土地を耕作する者は土地の所有權を得ることとなるであらう、是れ少なくとも現今の所有權の觀念に反するものである。社會主義者の如く、此説に依て現今の私有財産制を改廢すべしと説くは或は論理を貫くには適すべきも、之に依て現今制度の基礎を説明すること

Lock,  
Bastiat  
Bastiat  
勞働説

とは能きなり。

法定説 三 法定説 (Legaltheorie)

此説は私有財産の歴史的起源に關する説明等を避けて、私有財産は法律の制定したものであると説明する。即ち、私有財産は其初に遡れば先占に因て獲得した者もあるであらう、勞力に因て獲得した者もあるであらうが、私有財産として絶對支配權を生じたのは一に法律の力である。國家は私有財産制度を有益なりと認め之を保護するからである。従て國家は法律を以て所有權を制限することも又廢止することも自由であると説明する。此説明は私有財産權の形式の説明としては當つて居るが、私有財産制が有益なる理由に至ては毫も説明する處がない。

社會必要説

四 社會必要説 (Sozialno-ventiltheorie)

獨逸の歴史派の經濟學者は説明して曰く、私有財産制は其萌芽を人情機微の間に發する、人類は生産等の結果を私有し其欲する所に從ひて使

用、處分し之に因り其幸福と爲るものを享樂することを得るに因て、始めて困難を冒して活動するものである。其活動こそ社會進歩の淵源であつて、若し之なきときは社會の進歩は忽にして休止するであらう。故に法律は社會進歩の必要上之を認めなければならぬ、私有財産制の基礎全く茲に在る、従て社會進歩の必要上之に制限を加ふべしと認むるときは之に制限を加ふべきであると説明する。

私有財産制度は人類を刺激して各其能力を盡し、奮勵努力せしめ其結果社會を進歩せしむる効果あると同時に、相續權と相俟て資本ある者若くは資本ある者の子孫は、常に社會優秀の位置を占むるに反し、資本なき者は社會の下層に沈淪しなければならぬ、其結果貧富の懸隔益々烈しく社會の基礎を危くするの虞がある。此弊害を重視して私有財産制を根底より覆して、以て富の分配を公平合理ならしめなければならぬと論ずる者少なしとしない。其中最も勢力あるものを共產主義、社會主義と爲す。或は社會主

三、私有財産制度に關する其學說及び批判

義を汎く解して是等のものを擧げて社會主義と稱する者もあるが、茲には稍狭く解して説明する。

共產主義  
及其批判

〔共產主義は自然竝に資本(同主義者は生産機關といふ、主として土地、工場、機械等を指す)と及び之を利用して生ずる結果を擧げて凡て私有せしむることを許さない、之を社會の共有たらしめ其社會に屬する者をして自由に使用、處分することを許さねばならぬと主張する。〕第十九世紀の初ロバート・オーン (Robert Owen) の如きは頻りに之を主張したばかりでなく、此主義に依て新社會を組織せんと欲し、同志の者を率ゐて米國に渡り、不毛無人の地を選び一社會を形成せんとした。然れども、此説は理論上根據なきものであつて之を實現することができない。土地竝に資本等社會主義者の所謂生産機關は、之に十分の勞働を加へて利用するにあらざれば吾人人類の欲望を満足することができない、從て人類は満足なる物質的生活を營むことが不能になる。然るに、人類は性質として勞を避け逸を好むものである、共

Print  
29

社會主義  
及其批判

産主義者の言ふ如く若し勞力を出す者も、之を出さない者も其社會に屬する者は、均しく好む所に從て其社會の者の生産したる物に因て欲望を満足することを得るとせば、恐くは進で勞働する者なきに至るであらう。生産機關にして十分に利用せられないときは、其社會の者は決して物質上幸福なる生活を營むことができない、從て所謂公平なる分配の如きは空名たるに過ぎない、而して其社會の者を擧げて均しく勞働せしむるには之を監督鞭撻することを必要とする。此ことたる、其社會が極めて狭隘なる場合にのみ實現せらるるであらう。フリント (Print) は此種の團體の成績を研究して、此主義の實行は其團體員の數が二十九名以下に限られると斷定した、以て事實上實行せられないことを證するに足る。

社會主義は共產主義と異り、自然資本即ち所謂生産機關を擧げて之を社會の有とし私有を許さないが、之を利用して得たる結果は之が私有を許し其處分に任かすべしと主張するものである。カール・マルクス (Karl Marx)



は曰く、價値は労働に因て定まる、勞力を出した者が其手に労働の結果を收むるは當然である。然るに、現今私有財産制の下に於ては、労働を出したる者即ち労働者は其労働の結果を悉く其手に收むることができないで僅かに其一部を收むるに過ぎない、其殘餘は資本家の收むる所となる。換言すれば、資本家は労働者の當然得べき所のものを奪つて其所得と爲すものである、故に土地を始め一切の生産機關は之を社會の有としなくてはならぬ、此社會に於ては國民は擧げて労働者であつて一人の資本家あらしめてはならぬ。然れども、一方共產主義者の唱ふる如く、労働を出したる者も之を出さない者も均しく富の分配に與るは、是れ又公平とは謂はれない、即ち多く労働したる者は少なく労働したる者に比し多くの所得がなくてはならぬ。富の分配の公平を得せしむるは、一面生産機關を擧げて社會の有と爲し、其社會に屬する者には之を自由に利用せしむることを得せしめ、其労働に因て得た所を他の者の同じ時間労働して得た所と交換せしむるに在る

(即ちマルクスの理想とせる社會に於ては八時間労働したる者は社會より「八時間」と題する切手を受取り、之を以て他の八時間の労働に因て得たる物と交換するを得せしむるにある)。此説も亦理論上誤謬であると同時に實行することの不能なるものである。此説は前に陳べた労働説に胚胎して居る、然れども、労働は必しも價値を反映するものではない、吾人或は貨財の價値を定むるに當り其欲望を満足する程度を見て、之を生産するに要したる労働の多少を問はない。假りに一步を譲つて、労働は價値を反映するとしても、社會主義者の言ふ如く労働の時間の長短を以て之を計り得べきものではない、何となれば、同じ時間の労働に於ても其功程に於て異なるのみならず、労働の種類に因り經濟社會に及ぼす結果は同一なるものではない。故に労働説は學説としても甚だ不完全であると謂はねばならぬ、從て此説に基く社會主義も亦理論上之を是認することは能きぬ。獨り理論として是認すべからざるのみならず、假りに此主義に基て新しい組織の社會を現

出するを得るとするも、論者の言ふ如き公平なる富の分配を望み得べきや大に疑はしい。例へば、土地を擧げて社會の有とし、其社會に屬する者をして之を利用せしむるとせよ、之を耕作する者が同じ時間労働するも地味、天候其他の原因に因り同じ收穫を得ることは殆ど望み得られない。從て所得も同じきことを得ないのである。其結果耕す者の間に不平を抱く者を生ずべく、必ずや互に土地を交換すべきことを要求するに至るであらう。縱令又、土地を交換するも尙ほ收穫の平均は之を求むること難い。若し之を交換すること頻繁なるときは、成るべく速かに收穫を多からしめんとして地力を消耗して顧みないであらう。要するに、富の公平なる分配は言ふべくして行はれない。假りに一步を譲つて富の公平なる分配ありとするも、其所得の處分に付ては各人の任意であるから、或は之を直ちに消費する者もあるべく、或は之を貯蓄して不時の用に充てんとする者もあるであらう。其結果久しからずして貧富の別を生ずるに至る。而のみならず、縱令國民を擧げ

て労働者なりとするも、賢愚其他に因て自ら勢力あるものと否らざるものとを生ずるが故に、權力集中の現象は蓋し遂に免るべからざることに屬する。更に社會主義者の唱ふる如く、富の分配にして公平なるを得るも、人類の幸福は必しも物質的生活のみを以て測るべきものではないから、尙ほ之をして全く幸福ならしむることは能きないものである。由是觀之、社會主義は能く現今經濟社會の弊害を指摘して資本家等を反省せしめ、労働者保護に關する法律の制定等を促したる效は之を没してはならないが、之を以て直ちに現今の社會の基礎に代らしむることは能きない。現に之を唱導する者も、近年に至つて従前の如く過激ならざるに至つたのは、其實行し得ないことを覺つたからである。

【註】 労働者の中、社會主義者の軟化せるを見て、労働者の運命は労働者の手に因て開拓するより他に途はない、而して資本家と労働者の利益は根柢に一致するものでないから厭くまで戦闘を繼續せ

ればならぬと爲すものがある。此主義をば Syndicalism と謂はれる。要するに、社會主義にして實行すべからずとすれば、吾等は私有財産制度を認め、此制度の下に於て社會上の弊害を救済するの途を講ぜねばならぬ。

情断也、一歩を進めて、此後を、是をすすむる、要ならぬ。  
 といふ、御言、いふ、ま、か、か、  
 といふ、カ、ミ、イ、顔、此、プラトオ、オ、オ、オ、オ、オ、  
 田、神、上、

ウソ、三、三、入。

## 第六章 貨幣

### 第一節 貨幣の意義及職分

一、貨幣の性質

現今交換經濟時代に於ては、交換は生産の目的を達せしむる所以である。而して古に於ては消費者は直ちに生産者より所要の貨財を得て以て欲望を満足したものであるが、經濟の進歩するに従ひ、貨財を生産する者は市場を目的として直接に消費者を目的としない、消費者も直接に生産者に付て之を求むること稀なるに至つた。即ち、貨財が生産者の手を離れて消費者の手に入るまでには夥多の仲介者の手を経るものであるから、従て其経路中幾多の交換顯象を見るのである。是等交換顯象に伴ひて之を容易ならしむるものは貨幣並に之が代用物である。貨幣は簡短に解すれば支拂の

法律上の  
貨幣の意義

要具手段である、更に之を稍々詳しく言へば、法律に依り強制通用力を有するものとするのが能きる、強制通用力を有すとは賣買其他取引に於て相手方の意思如何に拘らず、之を以て支拂を爲すことを得ると謂ふことである。或貨財が縦令次に陳る如うな經濟上の職分を盡すも、法律に於て之が強制通用力を認めないときは之を貨幣と稱することが能きない。小額の取引の爲に設けられたる補助貨には法律上通用制限高を規定するが故に、其額を越ゆるときは經濟上尙ほ貨幣たることを失はないが、法律上は之を貨幣と云ふことが能きない。我貨幣法には補助銀貨は十圓銅貨白銅は一圓を以て通用制限高とする。外國の貨幣は經濟上貨幣の職分を盡すものであるが、強制通用力を有せざるが故に法律上貨幣ではない。貨幣は原則として金屬より成るものであるが、國家は全く實價を有せない紙片に強制通用力を賦與することがある、斯の如き紙片と雖も強制通用力を有するが故に貨幣であると謂はねばならぬ。我兌換銀行券は、本質より言へば強制

經濟上の  
貨幣の意義

二、貨幣  
の職分

交換の媒  
介と價格  
の尺度

通用力を有するものではないが、兌換銀行券條例第四條に租稅、海關稅其他一切の取引に差支なく通用することを規定してあるが爲に、始めて法律上貨幣となつたものである。次に、經濟上にて貨幣とは交換の媒介、價格の尺度並に標準價格の蓄積の用を辨ずるものを稱する。貨幣が交換の媒介の用を辨ずる爲に起つたことは第一章第三節に陳べて居る。學者は交換の媒介を以て原始的職分であると言ひ、價格の尺度とは凡百の貨財の價格を明確に示すに當つて一定の貨財を選び、之を單位として是等多くの貨財の價格を言表はすときは、計算の正確を期するを得るが故に最も便利とする。而して、價格の單位即ち尺度となる貨財は、交換の媒介を爲すものを最も適當とするが故に、價格の尺度たる職分は自ら貨幣の第二の職分として發達したものである。既に貨幣は價格の尺度を成す以上は貨幣其物は若干の價值を有するものでなければならぬことは明かである。但し初めは貨幣の材料たるものは貨幣以外の用を辨じ、從て若干の價值を有するものであ

職分價值  
(價格の標準)

つたが貨幣として弘く用ゐらるるに至るや貨幣としての價值即ち學者の所謂職分價值を有するに至つたばかりでなく、現今の經濟社會に於ては貨幣の職分價值が却て最も重きを爲すに至つたのである。貨幣は吾人の日常取引に於て凡百の貨財の價格の尺度たるに止まらず、經濟が進歩するに従ひ信用取引即ち貸借關係を多く生ずるを以て、是等の取引に於て價格の標準となる。例せば茲に人あり穀物を借り後に之を返済するに當り、必ずや若干量の穀物を返済せば債權者債務者の間に損益なかるべきやの問題を生ずる、何となれば、若し穀物の價下落するときは、前に借りたると同量のものを返済するものとせば、債務者は利益を受け債權者は損失を招くであらう、債務者は之を調達するに比較的少なき對價を出すを以て足れりとし、債權者は之を以て前の如く多くの對價を得ることが能きない。故に價格の變動せざる或貨財を以て豫め穀物の價格を計算し置き、之れに基いて返済の際、損益なきやう數量を増減するときは取引上大に便利である、此種の

價格の標準  
の尺度とは  
意義全く異なる  
は意義全く異なる

計算の基礎を價格の標準といふのであつて、貨幣は實に此職分を辨ずるものである。價格の標準と價格の尺度とは意義全く異なる、價格の尺度は同じ時に於ける取引に於て貨財の價格を計算する基礎を爲すものであるが、價格の標準は異時の取引に於て價格を計算する基礎と爲すものである。異時の取引に於ける價格の標準たるものは價格の變動しないものなることを要する、然れども、貨財は一として價格の變動せないものはない、金銀の如きは長き年月の間には價格の變動少なからざれども、短き時の間には其變動少ないものであるから、普通の信用取引は數月を超ゆること稀であるが故に、價格の標準とするに最も適するものである。金銀等を以て貨幣の材料と爲す所以實に茲にある。價格の蓄積の用を爲すとは、價格を保持するに最も適すとの意義である、換言すれば、價格を貯蓄し若くは輸送するに最も適すといふことである。如何なる貨財と雖も一面には他の貨財と交換せらるるものなる以上は、或程度までは價格の蓄積の用を爲すには相違

價格蓄積  
の用を爲す  
の職分

如何なる  
貨財が貨  
幣たるや  
適するや

ないが交換の媒介價格の尺度標準を爲すものは價格の蓄積として最も適するもので、即ち貨幣は此職分を盡すものである。學者或は交換の媒介價格尺度標準を爲すものは價格の蓄積として最も適するもので、即ち貨幣は此職分を盡すものであるとし、又或は交換の媒介價格の尺度標準を貨幣の動的職分といひ、價格の蓄積を其靜的職分といふものがある。貨幣は經濟上等の職分を盡すものであるから、是等の職分を盡すに最も適切なる貨財が同時に貨幣の材料と爲すに最も適當のものであると謂はなければならぬ。金銀等の金屬が前にも陳べた如くに、人類の生活に取て直接に必要なものに代つて貨幣の材料として汎く行はれるに至つたのは畢竟之が爲めである。金銀等が貨幣の經濟上の職分を盡すに適する所以は、(一)其社會に於て尊重せらるゝこと、(二)携帶運搬に便利なること、換言すれば容量に比較して價格が大なること、(三)時を経るも品質に變化を生ぜざること、(四)其品質に精粗なきこと、(五)製造に適すること、(六)價値の變動少なきこと、(七)識別し易きことの七條件を具備するが爲である。

金屬は貨幣の材料として廣く用ゐらるるに至つたが、初めは今日諸國に於て見る如き鑄造せられたものではなくて、取引の際に秤量試験の上之を授受したものであつた。經濟の進むに従ひ其煩に堪えざるが故に遂には重量、品位、形狀等を一定し之を鑄造して以て取引に便ならしむるに至つたのである。

### 第一節 貨幣制度

金屬貨幣の普く行はるるに至るや、君主若くは諸侯は其權力を以て造幣權を其手に收め、貨幣の重量、形狀、品位竝に意匠等を一定し、之を製造し通用せしむるのみならず、一私人をして之が製造を許さなかつたものである。若し一私人をして之が製造を許すときは、國中に數種の貨幣行はれて之を識別すること難く、取引の際混雜を來すばかりでなく、一私人は屢々粗惡な

グレシヤの法則  
はるるの  
三場合

グレシヤの法則

る貨幣を製造して利益を得んとするが故に、物價を攪亂し經濟社會に弊害を招くこと少なしとしない。或は言ふ、縱令一私人に之が製造を許すも、自ら流通する貨幣の間に自然淘汰行はれて、國民は粗悪なる貨幣を排斥するから、獨り粗悪ならざる貨幣のみ行はるべきが故に憂ふべきではないと、然れども、貨幣は普通の貨財の如く、消費を目的とするものではなく、交換を媒介するものであるから、支拂を受くる者が受取ることを拒まない限り、人情として支拂を爲す者は成るべく粗悪なる貨幣を以て支拂ひ、優良なる貨幣は之を保存するに至るから、其結果粗悪なる貨幣のみ流通して優良なる貨幣は其影を收むることになる、即ち悪貨は良貨を驅逐するが良貨は悪貨を驅逐しない。是れ貨幣流通の原則であつて、經濟學に於て「グレシヤム」の法則 (Gresham's Law) と稱する。茲に悪貨及良貨とは本位貨幣にして法律上に於ては同一の價格待遇を有するに拘らず、其實質内容に於て優劣あることを謂ふのである。されば、此法則の行はるる範圍は次の三場合に限られる。

(一) 磨損したる本位貨幣と然らざるものとが並び流通するとき(註一)  
 (二) 紙幣と金銀貨幣とが並び流通するとき  
 (三) 金本位貨幣と銀本位貨幣とが並び流通し、法律上の比價が市場の比價と異なりたるとき  
 即ち是れで、既に貨幣の流通には「グレシヤム」法則が行はるる以上、一私人に貨幣の製造を許すときは、悪貨幣のみが流通するに至るべきは明白であるが故に之を許してはならない。我貨幣法第一條に貨幣の製造並に發行の權は政府に屬する旨規定しあるは此理を明かにしたものである。

【註一】 其實例は枚舉に違ない、一例を示せば英王ウイリヤム三世が倫敦に造幣局を設けて比較的精巧なる貨幣を發行し從來の磨損貨幣の流通を止めんとしたるに、新貨幣は銀十二「オンス」にして舊貨幣は僅かに十「オンス」であつたから、新貨幣は發行するに従ひ之を熔解する者多いが爲め、政府は極刑を用ゐて之を防止せんことたるに其功を奏すること能はず、議會は已むを得ず廢損貨幣を以

て納税することを許さざる旨を布告するに依り僅かに其目的を達するを得た。

二、貨幣の製造並に發行

自由鑄造の制度

國家は造幣權を獨占すれども、本位貨幣に對しては一私人が其所有の金銀塊を政府に提出して造幣を請ふときは、本位貨幣は之に含まるる金屬の價格と貨幣の額面價格とは一致するものであるから、政府は之を造幣して授くるを原則とする。國民に造幣請求權を認むるを自由鑄造と稱するもので、國家が之を認むるは本位貨幣の需要供給を善く適應せしめんが爲である。何となれば、其國に於て貨幣の需要多くして従て貨幣の價格が金屬に比して騰貴する勢あるときは、金屬を所有する者は争ふて之が造幣を求むべきが故に、貨幣の供給を増加して貨幣の價格と金屬の價格は自ら一致するに至る。既に國家が自由鑄造を許す以上は、國民の造幣を請求する者に對して決して多額の鑄造料を徴すべきではない。何となれば、若し多額の鑄造料を徴するときは、自由鑄造の制度をして有名無實に終はらしむる

からである。故に鑄造料徴收可否の問題は久しく諸國學者の間に論議せられた。されど、今日に於ては英國の如きは制度として之を徴收しないが、國民は直接に金塊を政府に提出せずして少額の手數料を出し、英蘭銀行をして即時に貨幣と引換しむるを常として居る(註二)。反之、獨逸等に於ては少額の鑄造料を收むるに過ぎないから(註三)。其實際上の差異甚だ少なく、従て此問題はあまり重要ならざるものとなつた。我國貨幣法第十四條に自由鑄造を認め、明治三十年四月勅令第一三八號造幣規則に於て無手數料なることを明かにした。

【註二】 金塊「オンス」は三磅十七志十片半に相當する、故に人民か直接に政府に造幣を請求するときは無手數料にて之を鑄造すれども、英蘭銀行にては金塊「オンス」に對し三磅十七志九片に引換る、其割合〇・一六%である。

【註三】 獨逸は大戦前「ポンド」十二「オンス」二三九五「マルク」換なるに



之に對して「三マルク」の鑄造料を徴した、即ち其割合は〇・二一六%であつた。

三、本位貨幣と補助貨幣

國家は貨幣制度の骨子として本位貨幣を制定しなければならぬ。本位貨幣は貨幣の主本であつて、其額面價格と金屬價格とが一致し従て無制限に強制通用力を認むる者である。而して、本位貨幣を補ふ爲に補助貨幣を設け小額の取引の便にする。補助貨幣は本位貨幣の補ひを爲すに過ぎないものであるから、額面價格は金屬價格より遙かに多く従て前に陳べたやうに一定の金額を超ゆるときは強制通用力を有せない。本位貨幣制度に單本位、複本位の別がある。單本位とは一種の金屬を以て本位貨幣と爲すものであつて、複本位とは二種の金屬を共に本位貨幣とする者をいふのである。現行はるる單本位制度には金本位及銀本位の二種がある、金單本位を採用せる國にても、獨逸の如く從來本位貨幣であつた銀貨を無制限に流通せしむる所もある、斯の如きは單本位の變形とも認むべきもので學者

四、單本位及複本位

我國の貨幣制度

之を跛行本位と云ふ。單本位制度にては本位貨幣の品位量目を定むるに過ぎないが、複本位制度にあつては其れ以外二種の貨幣を結び合せて恰も一種の貨幣の如く爲さんとするものであるから、法律を以て二種の金屬の比價を規定しなくてはならぬ。本位貨幣は本質として自由鑄造を許すべきものなるに、佛國の如きは法律上複本位制度なるに拘らず、銀貨の自由鑄造を許さない、従て事實上、金單本位貨幣の傍に、從來の銀本位貨幣の通用を認むると同じきもので、之も亦跛行本位と云はなければならぬ。我國は明治四年の新貨條例にては金貨を以て本位貨幣、銀價を以て補助貨と爲したが、不換紙幣流通せるを以て事實上金本位貨を流通せしむるを得なかつたから、間港場を限り關稅の上納及外國貿易の便利の爲に一圓銀貨を製造流通せしめた、而して明治十一年に至り國內を通じ一圓銀貨の通用を許したものである。當時、不換紙幣の流通するもの多く、従て金銀貨幣の如きは全く流通することなかつた、明治十九年銀貨幣を以て紙幣と引換ふるに至つ

たから事實上銀單本位制となつて銀價益々下落したから明治三十年十月一日金單本位制を採用し、一圓銀貨は翌三十一年三月に限り通用を禁じて我國は茲に金單本位國となるに至つたのである。而して現行制に於ては金二分を以て價格の單位とし之を圓と稱する。(貨幣法第二條)但し價格の單位に相當すべき本位貨幣がない、本位貨幣は五圓、十圓、二十圓の三種であつて、金貨は重量に於て千分の九百は金で残り千分の百は銅より成つて居る金を純分と稱し銅を雜分といはれる、而して純分の金量に對する割合を貨幣の品位と稱する。貨幣は法律に定むる品位量目を有すべきものであるから、之を製造發行するに當り注意しなくてはならぬ、現今の造幣技術の程度にては到底完全なる貨幣を製造することができない、故に法律に於て豫め造幣の不完全の程度を規定し、其程度内に在る貨幣は之を發行することを許すも、之を超ゆるものは一切發行を許さない、法律に於て認められた造幣の不完全を公差といふので貨幣法第十條に規定して居る。而して貨幣が流通す

純分と雜分  
貨幣の品位

公差

通用最輕量目

貨幣の命數

各國に於ける本位貨幣制度の變遷及其得失

る中、自ら磨損し法定の量目を失ふこと一定の程度を超ゆるときは、永く流通せしむべきではないから、政府は之を良貨幣と引換へ以て貨幣制度を維持せんとする、其限度を通用最輕量目と稱するので、貨幣の其限度に達するまでの年限を貨幣の命數といふのである。(貨幣法第十條參照)

經濟の發達するに従ひ、巨額の取引行はるるに至るから、價格の大なる金屬を以て本位貨幣と爲すを便利とする、故に銀單本位國は漸次に銀本位を捨て金本位に移るべきものである。特に金銀の比價を按ずるに、其の比價は久しく動搖することなかつたが、第十九世紀の中葉カリホルニヤ並に濠洲に於て金銀發見せられてより之が動搖を致した、即ち一時は金價は下落し(註四)佛國の如き複本位國に於ては、グレンシャム法則に依り金貨のみ流通したりしに、金の生産稍々衰ふるに至り銀貨は漸く下落の勢を示した、獨逸帝國成立するや銀單本位を捨てて金單本位に移つたから、銀價下落の勢漸く急となる、茲に於て單複本位優劣論は經濟問題として極めて重要なも

のとなつた。複本位論者の主張する所は要するに (一)若し諸國が相率て金單本位制を採用せば、金の供給之に伴ふ能はず、其結果物價は下落し經濟社會は攪亂せらるるであらう、故に金銀を併せて之を本位貨幣とせば、貨幣の供給潤澤となりて此害を妨ぐことが能きる (二)諸國が共に複本位制を採用する時は、若し金銀の市場に於ける比價と差異を生じたときは、下落したる貨幣のみ行はるべき傾向を生ずるから、下落したる貨幣の需要を増加し其結果自ら金銀の比價を恢復すべく、從て貨幣の價値をして大なる動搖なからしむるを得るのである、此作用を補正作用と稱する。(三)金銀比價の變動は本位を異にする國の間の貿易取引をして不安ならしめる。何となれば、銀價にして下落すれば、金貨國より銀貨國に輸出を困難ならしめ、反之、銀貨騰貴すれば、金貨國は銀貨國に輸出を容易ならしめるも、輸入を困難ならしむるからである。故に複本位制を採り其動搖を少なからしむれば、貿易上大に便利であるから、諸國は相約して複本位制を採り、共同して同一

の金銀比價を定むべしと言ふのである。此論は一面に於ては諸國が共同して銀の價を恢復するを目的とするものとも言ふべきものであつて、論者の説の如く法律を以て金銀の比價を一定して動搖なからしむるを得ば、貿易を初め取引上大に便利なるは疑を容れないが、此論を實行するには、世界の諸強國が共同して複本位制を採用すべきことを前提とする、一二の國にして複本位制を採用するも到底銀價を恢復することが能かない。現に佛國の如き複本位國に於てすら、銀價の下落するを見て銀貨幣の自由鑄造を廢せざるを得なかつた。諸國は共同して複本位制を採用するを得べきかと言ふに、諸國は種々の利害關係より之に同意しなかつたことは、數々萬國會議を開いて之を議したるに拘らず、何等の成績を擧ぐることは、能はざるに徴して明かである。假りに一步を讓つて、諸國が其實行に同意すとするも、經濟の進歩が既に取引上金貨を必要とするに至れる國に於て、尙ほ銀貨を同じく流通せしむるは甚だ不便なるべく、反之、經濟進歩の程度が尙ほ銀單

本位を適當とする國に於て金貨を流通せしむるは是又同じく不便なりと謂はねばならぬ。論者は諸國が金單本位制を採用せば本位貨幣の缺乏を訴ふべしといふけれども、兌換銀行券等の信用を以て之を補ふときは其弊害はないであらう、實際上複本位制を實行するに比し遙かに容易に行ふことが能きる。且つ、金銀の生産關係が今日地質學上尙ほ不明に屬するが故に、萬國共同して複本位制を採用するも、善く金銀の法定比價を維持するを得べきやは甚だ疑問である。と謂はねばならぬ。要するに、複本位制は理論上一面の眞理を含むものであるが、實際問題としては大なる價值あるものではない、諸國は其國の經濟進歩の程度と其國四圍の事情とを研究して金單本位、銀單本位何れかを選まねばならぬ。

【註四】

1493—1520	1 : 10,5—11	1801—1810	1 : 15,61
1521—1544	1 : 11,25	1851—1855	1 : 15,41
1601—1620	1 : 12,25	1866—1870	1 : 15,55
1621—1640	1 : 14	1871—1875	1 : 15,98
1701—1720	1 : 15,21	1876—1880	1 : 17,81
1761—1780	1 : 14,72		

### 第三節 兌換銀行券

一、兌換銀行券の性質

兌換銀行券、約束小切手形、及手形、切手、信用證、と異なる點

兌換銀行券は本位貨幣を代表する證券であつて、一定の銀行が之を發行し所持人の要求に應じ即時に本位貨幣と引換ふるものを謂ふのである。

兌換銀行券は本質として信用證券である、發行者は本位貨幣を流通する代りに、所持人の要求次第何時にても之を本位貨幣と引換ふべきことを約して發行するものであつて、世人も之を信用し輾轉流通して疑ふ所なきものである、然れども、爲替手形、約束手形、小切手等の信用證券と其性質同じではない、其異なる點を擧ぐれば左の如くである。

一 爲替手形等に於ける額面金額は必しも全數のものではないが、兌換銀行券は其額面金額は全數である。例へば、我國の兌換銀行券條例第三條には兌換券に一圓、五圓、十圓、二十圓、五十圓、百圓、二百圓の七種を認める。  
 二 爲替手形、約束手形には満期日なるものあつて、手形金額は其日を限り

支拂はるるものである。小切手は十日以内に呈示しなければならぬ。従て手形の流通及呈示の期限には自ら制限あるが、兌換銀行券には流通及呈示の期限がない。従て其流通も期限割合に長からざるを得ない。

三 爲替手形等にては其讓渡は法律に定められた形式に依らねばならぬ。従て其形式に依る受取人にあらざれば其金額を受取ることが得ないが、兌換券に至つては其所持人の何人たるを問はず之に對して本位貨幣と引換へらるるものである。

爲替手形等にては其手形に對して支拂を受くることが能はざるときは、裏書人振出人に遡つて償還請求の權あり。従て其手形の關係者は一定の期限は其債務より免かるることが能きないが、兌換銀行券に至つては其授受に因て債權債務の關係は消滅するものである。

四 爲替手形等は全く信用にのみ依て流通するものであるから、其意思に反して之を授受することはないが、兌換銀行券にては前に陳べた様に、其

兌換銀行券は貨幣なりや

二、銀行の發行する兌換券の發行は、政府の發行する兌換券の發行に及ぼす影響の差異

國の法律に於て之に強制通用力を賦與することがある。即ち其意思の如何を問はず之を授受せらるるものである。

兌換銀行券は本質として信用證券であるけれども、多くの點に於て貨幣に近く、特に法律に於て強制通用力を認むるに至つて法律上貨幣と謂はなければならぬ。されど、經濟上全然同一であると謂ふことが能きない。金銀貨幣及紙幣は交換媒介を爲すと同時に、價格の尺度標準を成すものであるが、兌換銀行券は單に本位貨幣を代表し交換媒介の用を辨するに過ぎない。

兌換券は獨り銀行が發行するに止まらず、政府が之を發行することがある。之を不換紙幣に對して兌換紙幣と稱する。兌換銀行券と兌換紙幣とは性質に於て類似するが、其發行の經濟社會に及ぼす影響は全然同一であると言はれない。(一)兌換紙幣は政府が發行するものであつて、之を以て官吏の俸給、軍需品の購入、營造物の建設等政府の支出の用に供するものであるから、自ら生産事業に用ゐらるることが直接でない。従て物價に影響すること

と速かであるが、兌換銀行券は後に説く如く之を以て割引貸付等に用ゐるものであるから、自ら生産的に用ゐらるること多く、單に交換の媒介の用のみ供せらるゝものではない、されば物價に影響すること寧ろ間接である。

(二)兌換紙幣の發行額も主として財政上の原因に因て定まり、經濟社會の景氣と共に伸縮するものでないが、兌換銀行券は主として經濟社會の景況と共に伸縮するものである。換言すれば、經濟社會活氣を呈し取引等増加すれば、自ら兌換銀行券の發行せらるること多いが、經濟社會不況なれば其流通額縮少するものである。

兌換銀行券の國民經濟上有益なる所以は

- 一 兌換銀行券は發行者の信用を利用して金銀貨幣の代用を爲すものであるから、其國に流通する金銀貨幣の一部分を節約することが能きる。
- 二 兌換銀行券は金銀貨幣に比して運搬携帶に便であるから、從て之に伴ふ費用と危険とを避けることを得る。

三、兌換銀行券の國民經濟上の利益なる諸點

三 兌換銀行券は金銀貨幣に代はるものであるから貨幣製造の費用を省くばかりでなく、流通の爲に生ずる磨損の損失を免かれしめる。

四 更に國民經濟上有益なるは、貨幣の需要の増減に伴ひ之を伸縮することを得ることである。何れの國に於ても、其國商業取引の慣習、租税の納期、生産の狀況等の原因に因り、支拂金額は季節に依て同じからざるのみならず、年に依ても亦同じではない、支拂金額にして増加すれば自ら通貨の需要を増加せざるを得ない。金銀貨幣は需要に應じて容易に増減することを得ないが、兌換銀行券の如きは發行者の信用に依て發行するものであるから、其制度にして完全に、之が運用にして誤ないならば、貨幣の需要の増減に應じて之を伸縮することを得るのである、其最も効力を發揮するは恐慌のときに在る、恐慌起り信用制度が破壊する虞あるときは、銀行等の支拂の請求を受くるもの多きが故に、中央銀行は兌換券を發行して之を救助するにあらざれば、破産する者多く經濟社會を破壊する

四、銀行兌換  
發行權及分權  
集權制度

に至るであらう、兌換券は實に應急手段として最も有力なるものである。兌換銀行券は其性質信用證券であるから、古は多數の銀行も之を發行し以て少なからず利益を得たものであつて、其流通は自ら發行銀行の信用に依て異なるに過ぎない、國家も之に對して別に何等の制限をも加へない、之を兌換券發行の分權制度といふのである。兌換券發行の分權制度は國民經濟上能く之をして其職分を盡さしむることができない、何となれば（一）多數の銀行が信用に依て兌換券を發行するものであるから、自ら其責任を感ずること薄きは勿論、時としては信用を濫用して猥りに多額の兌換券を發行し、之れが兌換の請求に應ずること能はず、爲に兌換券の持參人をして不測の損失を被らしめ、延て經濟社會を攪亂することなしとしない（二）特に分權制度に於ては割引政策の統一を期し難い、割引政策の統一とは例へば其國經濟社會に於て投機熱昌にして不確實なる企業が漸く起らんとするや、銀行は互に警戒して利子歩合を高め、貸付割引を慎み以て兌換券を縮

少するの必要あるに當り、多數の銀行が自由に兌換券を發行することを得るときは、有ゆる銀行をして經濟社會全般の利益の爲に、目前の利益を犠牲に供して兌換券の發行を慎ましむること難く、一方には貸付割引等を慎む者あつても、一方には濫りに貸付割引を爲すものあり、遂に投機熱を抑へ恐慌を未然に防ぐ能はざることになる。又一旦恐慌が起るや、成るべく其害の及ぶ範圍を少からしむる爲には、前に陳べた通り兌換券を多く發行して確實なる企業を救済する必要あれども、危険の伴ふものであるから多數の銀行は之を爲すことを欲しない。其結果恐慌を救済することを得ない、故に兌換券の發行は之を中央銀行の手に收めて、常に經濟社會全般の利益に着目して之を伸縮するを可とする。諸國は分權制度を廢して中央銀行をして獨り之を發行せしむるに至つた。之を兌換券發行の集權制度といふのである。我國にては日本銀行のみが兌換銀行券を發行することを得、臺灣にては臺灣銀行、朝鮮にては朝鮮銀行之が發行權を有する。

五、兌換  
準備制度  
及其任務

兌換銀行券をして能く其職分を盡さしむるには、兌換銀行券をして其額面價格を維持せしむることを要する。其額面價格を維持せしむるには、發行銀行が相當額の本位貨幣を準備し置きて、兌換を請求する者あれば即時に之に應ぜしむるのである。兌換準備制度は即ち是である。兌換準備は兌換請求に應ずる爲に起つたものであるが、國際間の取引頻繁となり従て國際間の支拂多くなるに至るや、同時に之を決済する任務を帯ぶるに至つた。我國の如く本位貨幣の流通全くなく、従て兌換を請求するもの至て少ない國に在つては、兌換準備は國際貸借を決済するを以て寧ろ其主なる任務と爲すに至つた。而して兌換準備は本來の性質より言へば、勿論發行銀行の庫中に之を準備すべきものであるが、第二の任務にして寧ろ重きを爲すとせば、之を遂行するに最も適當なる土地に置くを妥當としなければならぬ。

兌換準備制度の最も簡單なるものは兌換銀行券の發行額丈け金銀貨幣を準備することである。換言すれば兌換銀行券をして單に金銀貨幣に代て

全額準備  
失度の得

流通せしむること、之を全額準備制度といふ。此制度は金銀貨幣の磨損を防ぎ流通の際比較的便利であるといふに止まり、信用を利用して貨幣の節約を行ふ便益はない。其便益を犠牲に供したる代りに兌換制度の基礎をして甚だ鞏固ならしむるを得るやと云ふに決して然うでない。兌換銀行券は流通するに當り、之を受取つた者は直ちに銀行に呈示して兌換を請求するものではないから、發行銀行は必しも發行額と同額の準備金を用意するの必要がないばかりか却て危険である。何となれば、經營者は準備の必要なきことを知るを以て他に之を融通することなしとしない。現に和蘭にては一六〇九年會て此制度を採用したが、經營者は東印度貿易會社に巨額の資本を貸與したのである。一七九〇年兌換の請求に會ふや、直ちに支拂を停止しなければならぬこととなつた。以て此制度の却て危険なることを知るであらう。諸國の兌換準備制度は種々あるが、我國の兌換準備制は英獨の制度に據れるものであるから、茲に簡單に兩國の制度を陳べ而して我



國の制度に及ぶことにする。

英國に於ける兌換準備制度

英國に於ては、初め銀行をして自由に兌換銀行券の發行を許したので、之を發行する者多く、延て經濟社會を攪亂した爲めに、之を制限せざるべからずと説く者が漸く多くなつたので、政府は一八四四年銀行條例を出して、英蘭銀行のみに兌換券發行の權を許し、一定の金額を限り、金銀貨幣の準備なく兌換券を發行せしめた。當時同券發行權を有する銀行には一八四四年四月二十七日に先づ十二週間の平均發行額を限り、尙之を發行するを許し、其發行を停止するときは其額の三分の二を英蘭銀行をして金銀の準備なく發行する額の中に加へしめた、而して英蘭銀行が發行權を濫用することなからしむる爲に、同行を銀行部と發行部とに分ち、發行部は千四百萬磅までは政府への貸上金、政府發行の證券を準備として、即ち正貨準備なく兌換券を發行するを得るも、金融の狀況上銀行部が其額を超て之を發行するの必要あるときは、必ず銀行部より之に相當する正貨を發行部に提供するに

Banking Act

あらざれば兌換券を發行することを許さなかつた、即ち所謂一部準備制度に依れるのであつた、英蘭銀行の正貨準備なく發行するを得る兌換券の總額は、前述の理由に依り今日に於ては増加して千八百四十五萬磅となつたのである。一九一七年二月二十一日英蘭銀行帳尻は左の如くである。

Issue Department	
Notes Issued	72,642,015
Banking Department	
Proprietor's Capital	14,553,000
Rest	3,503,508
Exchequer Saving Banks Commissioners of the National Debt Dividend Account	48,836,080
Public Deposit	146,828,413
Other Deposit	27,924
Seven Day and Other Bills	213,748,925
Government Department	
Government Debt	11,015,100
Other Securities	7,324,900
Gold Coin & Bullion	54,192,115
	72,642,015
Banking Department	
Government Securities	84,931,646
Other Securities	93,215,121
Notes	34,066,330
Gold & Silver Coin	1,535,828
	213,748,945

此制度は平時に在つては兌換の基礎甚だ牢く従て經濟上大に佳良であるが、一朝恐慌の起るや大に兌換券を發行しなければならぬに拘らず之を爲すことができない、従て經濟界を救済すること能はざるものである。現に英國にても數々銀行條例を停止して英蘭銀行をして多額の兌換券を發行するを得せしめた、銀行條例停止の第一は一八四七年に起つたもので即ち鐵道に資本の固定するもの多き上に不作の爲に米國からの輸入夥しく、従て貨幣の流出が多くなり英蘭銀行の準備金は一、六〇〇、〇〇〇磅となつたが、條例を停止したのみで鎮定した。第二は一八五七年十一月のことでは準備金は六〇〇、〇〇〇磅になつた。次に一八六六年南北戦争の爲に一面には貨幣の流入ありたれども、一面綿花の輸入が杜絶した爲に生じたこともある。是れ未だ其制度の完全ならざりしが爲である。

獨逸は茲に見る所あつて之を改めた、則ち獨逸帝國の建設せらるるや普魯西亞銀行を改稱して帝國銀行と爲し、同行並に其他三十二銀行に兌換券

獨逸に於ける兌換準備制度

を發行するを許し、三十二行の中其の發行權を抛棄するものあれば之を帝國銀行に移し、以て徐ろに兌換券の發行を帝國銀行の手に集中せしめんとした。而して正貨準備を要せずして發行するを得る兌換券の總額を二億八千五百萬馬克とし、其中二億五千萬馬克を以て帝國銀行の發行額とした、其後法律の改正があつて帝國銀行の正貨準備なく發行することを得る額は四億五千萬克となつた。

此事は英國の制度と略々同じである、唯其異なる點は (一)獨逸の制度にては若し經濟社會の必要上、該制限を超て正貨の準備なく兌換券を發行せんとするときは之を爲すことを得れども、其超過額に對しては年五分の發行税を納めねばならぬとし、以て濫りに之を發行して利益を得んとすることなからしめた。故に英國の如く信用制度を維持する爲に法律を停止せざるべからざる如き缺點がない。(二)英國にては正貨準備と兌換券發行額との比例に付き何等の規定を設けないが、獨逸の制度にては兌換券發行額

兌換準備に關する英國制度の差異

の少なくとも三分の一は必ず正貨を準備し置かねばならぬ、而して餘の三分の二は支拂期限三月以内にして二名以上の確實なる署名を有する商業手形を準備しなくてはならぬ。此規定は理論上から言へば有害にして無益である、若し正貨準備が少くして其限度に近い場合に、金融上更に正貨準備が減少すれば、之に三倍する兌換券は同時に縮少せねばならないから、金融界に激變を與へることになる、此事たる經濟社會に取つて慶ぶべきことではない。尤も帝國銀行は力を盡して常に正貨準備の増加を計るが故に、此制限は實際上茲に陳べたやうな結果を生ずることはない。

我國の兌換準備制

我國の兌換準備制度は獨逸の制を模したもので明治二十一年發布の兌換銀行券條例に規定する所である、之に依れば

- 一 日本銀行は原則として兌換銀行券の發行額に對し同額の金銀貨及金銀塊を準備すべきものである。但し銀貨及銀塊は準備金總額の四分の一を超過することができない、之を正貨準備と稱するのである。

- 二 日本銀行は一億二千萬圓を限り政府發行の公債證書、大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として兌換券を發行することを得る、之を保證準備と言ふのである。

制限外發行

- 三 若し此制限を超て兌換券を發行せんとするときは、大藏大臣の許可を得て政府發行の公債證書、大藏省證券、其他確實なる證券、商業手形を保證として之を發行することが能きる。此場合には其發行額に對し一年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むるものとした、之を制限外發行と云ふのである。

是に依れば我國の制は大體獨逸の制度に近い、但し (一)兌換券發行額と正貨準備との間に一定の比例を設けることを要せざること (二)制限外發行に對する課税は最低率を年五分とし大藏大臣は適當と認むる率を課することの差異がある。即ち我國の制は獨逸の制度に比較して稍々勝れるものと言ふことが能きる。

## 第七章 信用竝に信用機關

### 第一節 信用の意義及種類

一、信用の定義

信用の定義は學者に依て同一でない、一派の學者は信用を信頼と同意義に解し、他日返済せらるべきことを信頼して貸財を貸付け、若くは即時に對價を受けないで貸財を賣却する如き、取引者間に信頼的分子を含むものを信用取引と定義する。然れども、取引は勿論如何なる經濟關係も多少の信頼的分子を含まないものはない。例へば、企業家が労働者を雇傭して生産せしむるが如き、株主が取締役等を選任して企業の經營を一任するが如き、相互に信頼するにあらざれば爲し得ざる所である。此定義に依れば取引所の定期取引の如き、取引の履行を他日に期する取引の契約を爲すが如き

は之を信用取引と稱せねばならぬこととなる。然れども、普通是等の取引を信用取引とは云はない。反之、相當の擔保を受取て貨幣を貸付くる如きは普通信用取引と稱せらるるに拘らず、貸借を爲す者の間には信頼的分子を含まない。故に信用を信頼と解し、取引者の間に其關係分子を含むもののみ信用取引と云ふは適當でない。多くの學者は、給付と反對給付との間に若干の時日の存する取引を信用取引と言つて居る、換言すれば、取引者の一方が相手方に貸財を給付したるに拘らず、即時に其對價を受取らざるものを云ふのであつて、此定義は賣買の一部即ち即時に代價を受取らずして貸財を賣りたるもの如き場合には適當であるが、信用取引の最も主要なる貸借の如き場合に該當するや否や多少の疑がないではない。何となれば、貸借は賣買の一部に於て見る如く、給付と反對給付とが當然同時に起るべきもので、時を異にして行はるるものではなくして、他日返済せらるべきことを信じて他人をして其貸財又は資本を利用せしめたるに過ぎない。

二、信用  
引及信用取

前に借りたる貨財等を後日返済するを反對給付と稱するを得べきや多少の疑がある。想ふに、經濟學に於て信用とは相對する價値の移轉が時を異にして生ずるを本態とする、換言すれば、他人をして或時の間自己の財産權を利用してしむることを謂ふのである、從て他人をして財産權を利用してしむるを目的とする取引を信用取引と稱するを妥當とする。此意義を解剖すれば、(一)信用を受けたるもの即ち債務者は、其受取りたる貨財に對して法律上處分、使用する權を取得せねばならぬ、他人の爲に貨財を保管する如きは勿論、貸貸借、使用貸借の如きは之に對して完全なる財産權を取得したるものでないから之を信用取引といふことが能きない。信用取引は、貸借の中にては法律にて云ふ消費貸借當事者の一方が種類、品質及數量の同じ方より金錢其他の場合と、及前に陳べた賣買の一部即ち即時に代價を受取り、らずして財貨を賣りたる場合に限られる。(二)債務者は其受取りたる貨財に對して之を處分使用する權利を取得する結果、返還すべき貨財は受取り

たる貨財其物ではない、單に種類、品質及數量に於て同じきものたるに止まる、換言すれば、其信用授受の目的は一定の貨財ではなくして一定の價値に過ぎない、前に相對する價値の移轉が異なりたる時に亘りて行はると言つたのは此點である。(三)從て信用を受けたるものは其受取りたる貨財を利用して其果實を收むることを得るものである、原則として信用を授けたる者が之に對して相當の報酬を受くる所以は之が爲である。

信用取引  
の形式

信用を解して相對する價値の移轉が異りたる時に亘つて行はるるものとせば、債權者と債務者との信用關係を明かにする方法がなくてはならぬ、即ち信用取引には種々の形式が行はれる、其最も簡單なるものは單に口頭にて約束するもので互に信賴する者でなければ行はれない。之より稍々形式的なるは帳簿に記入するものである、然れども普通に行はるるは其關係を明かにすることを得べき證券を作成することである。而して、古に在つては此種の證券は單に當事者の間に於て授受し、以て他日の紛議を防ぐ

信用證券

三、信用  
の分類

に止まつたものであるが、信用取引が頻繁となるに従ひ、或種のものには法律の規定に従ひ債権者は之を裏書又は引渡に依て第三者をして其債権を行使せしむるに至つたから、其證券は恰も其貨財に對する權利即ち價值を代表するものとして流通するに至つた。之を信用證券と云ふのである。國家又は地方自治體の發行する公債證券、銀行の發行する兌換券、會社の發行する社債券、手形等は其主要なるものである。

公信用及  
私信用

一 信用を受くる者が國家又は地方團體なるか然らざるかに依り、公私に分つことを得る。『クラインウエヒタ』は株式會社又は其他の商事會社の社債を以て公信用と爲すも是れ誤謬である。

長期信用  
及短期信用

二 信用授受の時日の長短に依て之を長期信用並に短期信用と爲すことが能きる。長期信用は短期信用に比し債権者は速に返済を受くること

對物信用  
及對人信用

能はざるは勿論、從て其危險も少なくないので之れに應ずることを喜ばない。之に應ずるも利子高からず、普通の銀行は資本の固定することを忌むものであるから、短期の信用にあらざれば應ぜざるを原則とする。

三 信用の授受に擔保を要するや否やに依り、之を對物信用對人信用に分つことを得る。即ち對物信用は債務者に於て豫め擔保を提供するものである。反之、對人信用は其債務者の人格等に信賴して取引を爲すものを云ふので、債権者が債務者の財産を信用して取引を爲すも、擔保を爲さしめざる場合は對人信用たることを失はぬ。

生産信用  
及消費信用

四 債務者が信用を受くる目的が之を以て生産に用うるか若しくは單に消費に用うるかに依り、之を生産信用と消費信用とに分つことが能きる。クレースの如きは生産信用と消費信用とは經濟上優劣なしと説明し、其例として工業家が貨幣を借入れ、労働者に賃金を支拂ひたりとせよ、其貨幣を借入れたることは普通生産信用と稱する所であるが、労働者は其支

拂はれた賃金を以て生活の必需品を求むるものであるから、労働者が貨幣を借入れ生活の必需品を求むる場合即ち消費信用を起したる場合と其間に優劣なきものであると言つて居る。是れ大なる誤謬であつて、今クニースの例に於て、工業家の負債を爲したるは、自己の生活の必需品を求むる爲にあらずして企業を經營する爲に爲したものであるから、機械原料を仕入れる爲に負債を爲したると性質に於て同じきものである、而して之に因て生産を完成し、生産したるものを賣却するときには負債を償還するを得るが故に、債務者も爲に危険ならず、債権者にも亦安全である。既に生産の爲に負債を爲す以上は、生産を完成すれば之を償還して尙ほ相當の利益ある場合にあらざれば爲すものでないから、若し利率等が高きに過ぐれば之を爲すものではない。反之、労働者が生活の必需品を求むる爲に負債を起したる場合は、單に消費の爲に爲したるものであるから、消費を抑へて他日得べき賃金の中より儉約するにあらざれば容

易に之を返還することができない、且つ焦眉の急に迫られて之を起すものであるから、利率等を顧みること能はざるを常とする。故に債務者に取つて危険なるは勿論、債権者に取つても危険である、消費信用は成るべく之を避けなければならぬ。古は諸國に於て利子を收むるを禁じたのは、當時未だ生産信用起らず主として消費信用のみなりしが爲である。

## 第二節 銀行及銀行業務

### 一、銀行の定義

銀行は信用授受を營業とする

銀行は資金を需要する者と之を供給する者との間に立ちて信用の授受を營業と爲すものを言ふのである。其意義を解剖すれば

一 銀行は信用授受を營業とするものである。銀行は其資本等を基礎として其危険計算に依り、一方に於て資本家より資金を集め、一方には資金を需要する者に其資本並に集めたる資金を供給する、換言すれば、信用の

授受を爲して利潤を收めんとするものである。即ち銀行は結果に於て英國の學者等の説くが如く、資金の需要者と供給者との間に立つて信用取引を媒介するには相違なきも、是等資金の需要者と供給者とは直接の關係を有するのではない、資本家は銀行其者を信任して信用を授け、銀行は其危険に於て資金を需要する者に信用を授くるものである。

銀行は信用の授受を爲す

二 銀行は信用の授受を爲すものである。銀行の業務とする所は畢竟獨り金銀貨幣の授受に止まらず、廣く信用の受授即ち相對する價值の移轉に由つて利潤を得んとするものである。學者或は購買力の賣買を以て其業務と爲すと説明する者ある所以である。

二、銀行の分類

發行銀行及預金銀行

銀行は信用授受の種類方法の異なるに従ひ種々に區別することが能き。其受くる信用の方法に依り分つときは、發行銀行及預金銀行と爲すことを得る。發行銀行は前にも陳べたやうに、其資本と並に特權に基き發行する銀行券を利用して、資金を需要する者に信用を授くるものを謂ふので

商業又は信用銀行、  
不動産銀行、  
不動産銀行

あつて、銀行券を發行するは恰も一般公衆より資金を借入ると同じきものであるから、此方法に依て利用すべき資金を集め得るを以て此の名がある。反之、預金銀行は其資本と及之れに本いて一般資本家より資金を預り之を利用して信用を授くるものを謂ふのである。勿論發行銀行と雖も預金を引受けないではないが、其受くる信用は主として銀行券の發行に在る。又其授くる信用に依て分つときは商業又は信用銀行、不動産銀行及不動産銀行と爲すことを得る。商業銀行は手形の割引及短期の貸付等を以て業務と爲す者で、普通に銀行と言へば此種の銀行を指すものである。不動産銀行は主として公債證券、社債券、株券及動産を擔保として貸付を爲し、又は公債、社債及株式の募集に應ずる者を云ふ、更に不動産銀行は不動産を擔保として貸付を爲す者を謂ふので、不動産銀行並に不動産銀行は商業銀行と異なり長期の信用を授受するものであるが故に、其組織經營等自ら商業銀行と異ならざるを得ない。



三、銀行業務の區別  
受信的業務  
及授信的業務

銀行業務は之を大別して受信的業務 (Passivgeschäft) 及授信的業務 (Aktivgeschäft) と爲すことを得る。受信的業務は預金の受入、銀行券の發行、債券の發行を以て主要とする。授信的業務は手形割引及貸付を以て主要と爲すものであつて、其外に爲替業務がある。爲替は後にも説く如く兩種の業務を兼ねたものである、以下少しく是等の業務に付いて説明する。

預金の性質

預金は銀行の資金の主要なるものであつて、銀行が一般公衆より預るものである。商業銀行に於て需要者の求めに應じて信用を授くるを得る資金は拂込資本 (Invested Capital) の中尙ほ流動状態に在るものと及預金とである。故に預金の多少は銀行の經營に取つて重大なる意義がある、されど、之を以て銀行の基礎を下すことができない、寧ろ如何に預金を融通したるかに依て其基礎を計るを得べきものである。何となれば預金は畢竟請求に應じて之を拂戻さるべきものであるから、預金は初め銀行が資本家の爲に保管の目的を以て爲したものであるから、當時は勿論之を他に融通する

預金の種類

ことなかりしも、銀行は經驗上預金者が同時に預金の拂戻を請求するものでないことを知るが故に其一部分を他に融通して以て利殖の途を講ずるに至つた、而かも預金する者も必要あれば其拂戻さるべきことを信じて、初めより融通せらるることを覺悟して之を爲すに至つた。

預金を分て普通三種とする、當座預金 (Current Account) 定期預金 (Fixed Deposit) 及通知預金 (Deposit at Note) は即ち是れである。

當座預金

當座預金は預けたる者の請求次第之を拂戻すべきもので、預主は之を其手許に置くときは盜難等の虞あるが爲め之を銀行に預入れ、必要あれば之を引出すを便とするより起つたものである。されど、當座預金を爲す者は恰も銀行をして複雑なる出納勘定の事務を爲さしめ、且つ銀行より信用を受くるの便宜がある。當座預金は、性質上何時にても拂戻を爲さねばならぬから、銀行は悉く之を他に融通して利殖を計ることができない、比較的多くの部分を保留し置かなければならぬが故に之に對して多くの利子を附

することができない、中央銀行並に重要な銀行に於ては之に利子を附せないものが多い、否預主より手数料を徴する者すらある。

定期預金

定期預金は豫め拂戻の期限を定めたものをいふので、此種の預金は期限に至るまでは銀行は之を融通することを得るが故に、之に對して利子を附するものである、而して其期限が長ければ自ら利子も高からざるを得ない。

通知預金

通知預金は一種の定期預金であつて、預主より通知を爲すときは、其日より起算して約定の期限に至り、拂戻を爲すものをいふのである。

當座預金は性質として出納頻繁なるものであるから、銀行は預金者に通帳と小切手帳とを交附し、通帳には出納毎に其金額を記入して計算を明かにする。

小切手の性質及其形式

小切手とは請求次第一覽拂證券面記載の金額を、同券面に記入したる受取人又は其指圖人若しくは持參人に支拂ふべきことを銀行に委託する證券を云ふのである。尤も我國の商法では金員を支拂ふ者は必しも銀行たる

ことを要せないが、實際に於ては其支拂人の主要なる者は銀行であるから、茲には銀行に委託するものであると言ふ。小切手は性質として多數の者の間に轉帳するものではなく、銀行も小切手を振出したる者と特別の契約なき限りは、其預金の中より支拂ふものであるから、小切手を振出したる日より銀行に呈示するまでには、左まで多くの日時を距たしむべきものでない。其呈示期限は國に依り同一でないが、我國の法律にては十日以内に呈示すべきものとして居る。銀行は振出人の指名した受取人又は其指圖人は勿論、其持參人へも支拂を爲すものであるから、小切手は流通上甚だ便利なものであるが、同時に或危険なしとしない、其危険を避くる方法として指圖式に爲すか、又は横線附と爲すかの二方法を採る。指圖式に爲すとは小切手券面記載の指圖人にあらざれば支拂を爲すべからずといふ様式のもので、横線附とは小切手の振出人又は所持人が小切手の表面に二條の平行線を畫き、其横線内に特に銀行にのみ支拂ふ旨を記載するものである。(商法第五三五條)

普通横線  
と特別横線

之を横線小切手(Crossed Cheque)と稱する。横線小切手に二種ある、普通横線(General Crossing)並に特別横線(Special Crossing)はそれで、前者は横線内に單に「銀行」と記入するものであつて、振出人は何れの銀行に對しても其請求に應じて小切手面の金額を支拂ふことを委託するものである、後者は特に請求する銀行を指定したものであるから、必ず其手を経るにあらざれば支拂を請求することなきものである、故に縦令流通の際紛失するも損失を招く虞なきものである。小切手の使用が昌んとなり、諸種の計算は銀行をして之に當らしむることに至らば、現金を貯へ置く必要がないから、盜難等の危険を減少するは勿論、是等預金の一部分を利用して信用を授けることを得るが故に經濟社會より見るも亦大なる利益と云はねばならぬ。

定期預金は我國にては普通三月六月乃至一年を期限とするものであるが、西洋諸國にては其期限は遙かに長い。銀行は預金者に對し定期預金證書を交附し、約定の期限に至れば該證書引換に預主又は代理人に拂戻すものとする。

債券發行  
も亦銀行  
の受信的  
業務の一  
である

定期預金は約定期限までは拂戻す必要のなきものであるから、銀行は之を融通して利益を得るもので、これに對して利子を附するも、預主が其期限經過するも尙ほ之が拂戻を受けないときは、銀行は之を融通することが能きないから利子を附せない。又預金者が必要ありて約定期限前拂戻を請求することあれば、銀行は其事情等に依て之を承諾することあるも其場合には利子を附せざるを原則とする。

債券發行も銀行の受信的業務の一である。債券發行を銀行業務として行ふものは長期の信用授受を業務とする不動産銀行並に動産銀行である。蓋し、農業の如きは性質上利益の少ないものであるから、不動産を抵當として資金を借入るるも、到底短かき期限内には之を償還することが能きない、故に之が信用機關は長期の信用を授けることを得るものでなくてはならぬ。我勸業銀行法第十四條にも、同銀行は五十個年以内に於て年賦償還の方法に依り不動産を抵當として貸付を爲すことを得と規定したるは之が爲

である。不動産銀行が長期の信用を授くるや、限りある資本にては到底多くの需要に應ずることができない、縱令廣く預金を集むるとも預金は定期のものにても尙ほ一年を出でないものであるから、之に依つて長期の信用を授くることができない。故に、不動産銀行は其危険に於て債券を發行し之に依り集め得たるものを以て信用を授け、年賦に依り之を償還せしめ、漸次其債務を辨濟する。法律は此種の銀行に巨額の債券を發行することを得せしめる。我勸業銀行法に依れば同銀行は現行資本の十倍を限り債券を發行することを得る。但し、年賦償還貸附金總高及其引受けたる農工債券現在高を超過することを得ずとある(同法第三四條) 不動産銀行も亦長期信用の機關であつて、其工業に對し資本を供給する方法を見るに、不動産銀行の如く其所有の株券、社債券等の有價證券及工場等を擔保として貸付を爲すことあれども、其外に工業會社にして株式又は社債を募集するものあれば、不動産銀行は能く其企業の組織、經營方法を調査し、自ら保證の位置に立ちて廣く之を一般資本家より募集することがある。若くは其資本を以て之が募集に應じ、時機を見て其株券又は社債券を賣つて其責任より免かるることを爲すが、第二の場合に至りては有價證券等を擔保として貸付を爲す場合と共に、其資本のみにては到底十分なる活動を爲すことができないから、不動産銀行の場合と同じく債券を發行して其資金を集むるものである。要之、債券發行は長期信用機關に取つて最も必要なる受信的業務である。

④ 農工債  
 現行資本の十倍を限り債券を發行することを得る

銀行の授  
 信的業務  
 の主なる  
 もの  
 手形の割

銀行の授信的業務の主なるものは手形の割引と貸付との二つである。手形の割引とは或一定の期限後に支拂はるべき手形を其期限に至るまでの利子を控除して之を買受くることを謂ふのである。例へば、茲に三十日後に支拂はるべき額面千圓の爲替手形ありと假定せよ、銀行に對して割引を請ふ者あれば、當時日歩百圓に付き二錢とすれば、銀行は三十日分の利子六圓を額面より控除し九百九十四圓を以て之を買受くる如きものである。銀行が求めに應じて手形を割引する所以は、縱令之が求めに應じて信用

を授くるも其支拂期日に到れば額面金額を得べきが故に恰も該手形を擔保として資金を貸し之に對して利子を收むるに同じである。手形割引は銀行に取つて利殖の方法であるのみならず普通の銀行に取つては最も適當なる授信的業務である。何となれば普通の銀行は前述の如く貨幣資本の固定することを最も忌むものであるから其授くる信用は必ず短期でなければならぬ。手形の支拂期限は手形の性質として三月を超ゆるは稀であつて其期限が到來せば資本を回収することを得るが故に之に適するものと謂ふことが能きる。但し銀行は原則として單に手形を擔保として信用を授くるものであるから若し手形にして確實ならざるときは支拂を受くることが能きないことになる故に銀行は其手形の良否に付て特に注意しなければならぬ。特に爲替手形は實際取引に對して其代價を請求するが爲に振出すものなれば實際取引あり得べき者の間の手形なりや否やに注意すべきである。即ち生産者より卸賣商に宛てたる手形卸賣商より小賣商

銀行か手  
形の良否  
を鑑別す  
る標準

に宛てたる手形を最も可とする。振出人と支拂人と共謀して作れる所謂融通手形の如きは最も危険なるものであるから之を避けねばならぬ。銀行が手形の良否を鑑定するに當り注意すべきことは左の事項である

- 一 手形が取引の順路に由れるものなりや否や
- 二 親戚朋友の間等の手形にして通例賣買取引が行はれない者の手形なりや否や
- 三 會社と重役との間に授受せらるる手形なりや否や
- 四 金額に端數なきや否や
- 五 支拂期限の非常に長きものならざるや否や

手形割引  
の效果

手形割引は生産者等に取りて資本を固定せしめない。従て之を以て繼續して企業を經營せしむることの利益であるばかりでなく、延ては經濟社會をして間斷なく活動せしむるの利益がある。何となれば例へば現今の經濟社會に於ては工業家が其製品を卸賣商に賣りたるときは爲替手形を振出

して代價を請求し若くは約束手形を振出さしめる。従て其手形の支拂期限が三月後なるときは、工業家は其時に到るまでは代價を受取ることができない。故に銀行をして之を割引せしむるときは直ちに資金を受取ることが得るから、自ら生産に要する流動資本に缺乏を感ずることがない。生産者に取て便利であるは勿論、廣く經濟社會に取つても流動資本を常に潤澤ならしむる効がある。

割引歩合

銀行が手形を割引くに當り用うる利子歩合を割引歩合といふので、即ち割引歩合は手形割引に對して銀行の受くる報酬とも見られ得る。割引歩合の高低は、主として其市場に於て銀行が利用し得べき貨幣資本の多少並に割引せらるべき手形の多少等に依て定まる。其市場に於て即時に利用し得べき貨幣資本多ければ割引歩合低く、割引せらるべき手形多ければ其歩合が高し。

銀行は原則として何等の擔保を要求することなく手形を割引くもので

荷爲替は一種の擔保附手形である

あるが、前にも陳べた如く多少の危険の之に伴ふものであるから、銀行に於て危険ありと認むるときは特に擔保を請求することなしとしない。

我國に於て普通荷爲替と稱するものも、銀行より見れば一種の擔保附手形割引と見ることが能きる。即ち遠隔なる土地の商人に宛て商品を賣つたとき、荷主は其商品を買手所在地の倉庫に仕送り、其代價に對し其商人(荷受人)へ宛て爲替手形を振出すと同時に、其商品を擔保として銀行に其手形の割引を依頼するを荷爲替といふのである。此場合に、荷主は銀行に手形と共に商品の引換證書、送狀及保險證書を交附するもので、銀行は之を其商人所在地の支店若くは取引店に送附し、満期日に至り手形に對し支拂を受ぐるときは、附屬證書を引渡し初めて其取引を完了するものである。銀行よりは擔保を得て手形を割引したものと見るが、荷主より見れば銀行をして其取引を完了せしめたものと謂ふことが能き、極めて安全便利であるから廣く行はるのである。

貸付  
貸付と手  
形割引と  
の差異

貸付は銀行の授信的業務の一であつて資金を貸出して利益を得るものである。従て貸付は手形割引と性質相類するものであるが。其間多少の差異を見る、手形割引にては銀行は融通したる資金に對し豫め利子を收むるものであるが、貸付は一定の期間の後に之を得るものである、手形割引は讀で字の如く、手形に對して貨幣資本を融通するものであるが、貸付は然うでない、單に對人信用に基いて融通することもあり、又は反對に不動産を擔保として融通することもある、従て危険の程度多きが故に、原則として其利子歩合は割引歩合に比して稍々高きものである。短期の信用を授受する商業銀行が貸付よりは手形割引を喜ぶは當然である。

定期貸付  
と當座貸  
付  
當座貸越  
と根抵當

貸付は之を定期貸付と當座貸付とに分つことを得る、定期貸付は豫め其返還すべき期限の定まれるものを云ひ、當座貸付は其返還期限の一定しないものを云ふのである。當座貸越(Overdrafts or Overdrawn Accounts)「ローローン」等は凡て當座貸越である。當座貸越とは銀行が其當座預金を爲す者に對

ローローン  
とは

し約束に基き一定の限度までは預金なきに拘らず支拂を爲すものを云ふので、即ち銀行より見れば一種の貸付を爲したものである。預金者が銀行より此特權を受くるには、豫め有價證券等の擔保を提出し置くを原則とする、其擔保を根抵當と云ふので、銀行と取引を爲すものが此種の融通を受くるときは、企業を經營するに當り流動資本の缺乏を訴ふることも少なく、大に便利であるのみならず、銀行も亦之に因て利殖することを爲るのである。「ローローン」又は「マネー」は銀行が其取引者に對し請求次第直ちに返還せらるべき契約に基いて行はるる低利の貸付である。此種の貸付は必要あれば何時にても之を回收することを得るが故に、資本を固定せしむることなくして利殖することが能きから銀行に取つては甚だ利益がある、銀行の取引者も、必要に應じて低利の融通を得るが故に甚だ便利である、銀行が其取引者に對し此種の貸付を爲すには豫め擔保を提供せしむるを原則とする。

擔保貸付  
信用貸付  
及保證貸付

貸付は又擔保の有無に由て擔保貸付、信用貸付及保證貸付に分つことを得る。擔保貸付は、擔保を提供せしめて之に對して爲す貸付を云ふので、成るべく價格の變動すること少なく、容易に之を賣て資本を回收することを得べきものを最も良しとする。故に公債券の如きは價格も確實にして而も之を讓渡することが容易であるから、擔保品として最も可なるものである。株券の如きは讓渡することは容易であるが、價格の變動恒なきものであるから遙かに劣つて居る。土地の如きは確實であるが容易に賣渡すことを得ざるが故に更に劣れるものと謂はざるを得ない。

信用貸付は擔保を提供せしめないで、専ら對人信用に依て爲す貸付であるから極めて危険である。銀行は原則として之を爲すべきものではない。保證貸付は保證人を立てしめ之に對して爲す貸付であつて、其保證人にして確實なるときは銀行にとりては左まで危険のものではない。

爲替の性質

爲替とは、債務者が遠隔なる土地に在る債權者に對し支拂を爲すに當り

内國爲替  
と外國爲替

現金を輸送しないで爲替手形を使用することをいふので、即ち甲地に商人あり、乙地の工業者に對し支拂を爲すには原則として貨幣を輸送すべきであるが、多少の危険あると同時に費用も少なからざれば、甲地の工業者の乙地の商人に對して振出したる爲替手形を求めて之を其債權者に輸送するときは、之を受取りたる者は、手形面にある支拂人に呈示して支拂を受くるか、又は銀行をして割引せしむるときは、兩地の間に貨幣を輸送することなくして支拂計算を完了することが能きる。尤も甲地の債務者が直接に乙地に宛て振出された手形を求むることは難いが、銀行は其業務として多くの手形を割引し之を保存するが故に、之に就て乙地に宛て振出されたものを求むることは左まで困難でない。爲替に内國爲替と外國爲替とある。内國爲替は前記の方法に依り國內隔地者間の支拂を決済するもので、外國爲替は外國への支拂を決済することを云ふものである。外國爲替は外國と關係ある銀行にあらざれば取扱はないが、内國爲替は普通銀行に於て取



爲替相場  
とは何ぞ

扱ふものである。内國爲替も外國爲替も理に於て異なる所はないが、  
は外國爲替を簡単に説明する。

外國爲替の場合に於ては、債務者と債権者との所在地は貨幣を異にする  
ものであるから、債務者が債権國宛の爲替手形を買ふは、恰も債権國の貨幣  
を買ひ求むるものと見ることが能き。換言すれば、債権國の貨幣を  
買ひ求むるに同國宛ての爲替手形を買ひ求むるので、之が價格を爲替相場と  
稱するのである。外國爲替相場は外國貨幣の價格でありとすれば、兩國の  
貨幣の本位同じくして兩國間の債權、換言すれば、支拂請求額が平均すれば、  
爲替相場は兩國の貨幣の純分の比に依て定まらなければならぬ。例へば、  
我貨幣一圓は純分二分即ち十二グレン、五七四二であつて、英貨一磅は純  
分百十三グレン、〇〇一六に當るが故に、其比は英貨一磅は我九圓七十六  
錢三厘で、我一圓は英貨二志〇片十六分の九に當る。(註)此相場を平價と稱  
するのである。然るに、我國にて英國に對し支拂を請求する者即ち爲替手

正貨輸送  
點

形を振出したる者多くして、支拂を爲す者少なきときは自ら廉價に買求む  
ることを得るが、反之、英國に對して支拂を請求する者少なくして、支拂を爲  
す者多きときは其相場は高くなる。故に爲替相場は兩國間の貸借關係を  
示すものである。爲替相場が高ければ我國に不利であつて低くければ我  
國に利である。若し爲替相場甚だ高くして寧ろ現金を輸送するを却て利  
益とするに至れば、爲替手形を購ひて現金輸送に換ふることがないから、爲  
替相場は之より以上に昇ることがない。又同じ道理で、爲替相場甚だ低き  
ときは却て現金を輸送せしむるを利益とするが故に、爲替相場は之より以  
下に下ることがない。之を正貨輸送點と稱するのである。

諸國の本  
位貨單價  
表

英貨一磅	九、七六三	一圓	二S〇片 $\frac{4}{16}$
佛貨一法	〇、三八七	一圓	二P五八三
米貨一弗	二、〇〇六	一圓	四九仙 $\frac{7}{8}$
獨貨一馬克	〇、四七七八	一圓	二馬〇九三

【註】諸國の本位貨單價を示せば

爲替相場の立て方の仕拂勘定の受取勘定の相場

外國爲替相場標準

貨幣本位を同する國の爲替相場

爲替相場の顯はし方に二種ある。外國の貨幣を基本として我國の貨幣を以て相場を立てるものと、我國の貨幣を基本として外國の貨幣を以て相場を立てるものとの二方法である。前者を仕拂勘定の相場と云ひ、例せば、一磅は九圓八十四錢といふ如きもので、後者を受取勘定の相場といひ、例せば、一圓は二志◎片八分の七と言ふ如きものである。前に爲替相場が高ければ不利なりと言つたのは、仕拂勘定の相場に付て言ふことであつて、同じ貨幣を求むるに比較的多くの對價を出さねばならぬからである。茲に云ふ爲替相場の高低は凡て仕拂勘定の相場を以て言ふのである。

外國爲替相場は市場に於ける外國爲替手形の價格を意味するものであるから、貨幣本位を同する國の爲替手形と然らざるものとは依て異なるを得ない。貨幣本位を同する國の爲替手形は前に陳べた兩國間の國際貸借に依て變動するものである。換言すれば、我國の其國に對し債務多くして債權少なければ爲替相場は高く、反之、債權多くして債務少なければ

其相場低からざるを得ない。國際貸借上我國の債權の多少は (一)輸出貨物の價格 (二)我國船舶の外國より受取るべき運賃 (三)我國の保險會社の外國より受取るべき保險料 (四)我國商人等の外國の保險會社より受取るべき保險金 (五)我國資本家の外國に放資したる公債社債又は株式より生ずる利子並に利益(配當額) (六)外國に於て募集したる公債社債又は株式にして我國に受取るべきもの (七)我國資本家の外國に於て放資したる公債社債の償還せらるべきもの並に外國に讓渡したる公債社債並に株式 (八)我國移民等の外國よりの送金 (九)我國に在留する外國人の外國より取寄せる一切の金額 (十)我國政府が外國より受取るべき一切の金額に依て定まるものである。我國の債務は之と反對に我國より支拂はるべき一切の價格の總計である。以上舉げた債權の多少を決すべき原因中特に注意すべきことは (六)に掲げた外國に於て募集したる公債又は株式にして我國に受取るべきものは、一旦之を受取りたる以上は勿論之に對し利子配當を

支拂はなければならぬ、又將來之を返済すべきもの即ち債務に屬するものであつても尙ほ未だ之を受取らない間は、我國より言へば債權たることを失はない。

貨幣本位を異にする國の爲替相場

貨幣本位を異にする國の爲替手形の價格の變動即ち爲替相場の變動は、國際貸借關係の外金銀比價の變動より生ずるものである。之を説明するに金單本位國と銀單本位國との爲替關係と、金單本位國と複本位國との爲替關係とに分つを便とする。

金單本位國と銀單本位國との爲替關係

金單本位國と銀單本位國との間に於て、例へば銀本位國の商人が金本位國の商人から生産品を買ひたりとせよ、其代價は其契約に従ひ金貨又は之を代表する爲替手形を以て支拂はなければならぬ、此時に當り、若し銀塊相場が下落したりとせば、所要の金貨を求むる爲には比較的多くの銀貨を以てしなければならぬ、即ち金本位國宛ての爲替相場は銀本位國に於て騰貴することとなる。此場合に於て銀本位國の商人は、恰も仕入價格が暴かに

増加したるに等しいから損失を招かねばならぬ。其勢にして尙ほ持續するものとせば、損失を免かれんが爲に輸入を爲さないであらう。反之、金本位國の商人にして銀本位國より輸入を爲したる者は、銀塊相場下落の爲に比較的廉く爲替手形を購ひて支拂を爲すことを得るから、勞せずして利益あるべきが故に進で輸入を爲すであらう、即ち銀塊相場が下落すれば金本位國は銀本位國より輸入を爲すに利あれども、輸出するには不利である、其結果輸入は増加するが輸出は減退せざるを得ない。銀塊相場が騰貴すれば之と全く反對の現象を呈するものである。我國と銀本位なるナボとの外國貿易が、銀塊相場の變動に因て動搖することあるは之が爲である。

金單本位國の債務者が複本位國の債權者に支拂を爲すに當り、複本位國にては金銀何れの貨幣にても支拂を爲すことを得るが故に、若し銀塊相場にして騰貴したるときは金貨を以て支拂を爲すべく、反之、銀塊にして下落したるときは銀貨を以て支拂を爲すべきである。故に金單本位國よりの

金單本位國と複本位國との爲替關係

爲替相場は、銀價が騰貴したる場合には貨幣本位を同うする國の場合に等しかるべく、反之、銀價が下落したる場合には、貨幣本位を同うせざる國の間に於ける場合と同じい。但し、此事たる複本位國宛の手形が、金銀何づれの貨幣を以て支拂を爲すも差支なき場合に適用すべきものであつて、銀貨が下落し普通の爲替手形は銀貨を以て支拂はるるに拘らず、特に手形面に金貨を以て支拂はるべきことを明記したものでありとせば、勿論銀貨を以て支拂ふことが能きない、従て此種の手形は普通の手形よりは其價高からざるを得ない。

以上陳べた爲替相場の變動は、平時信用制度が破壊せざる場合に於ける説明であつて、若し、其國信用制度が破壊せんとした曉に、爲替手形を所持する者は成るべく速に之を賣て金銀貨幣を得んことを望むが故に、其價格の高低の如きは之を問はない。其結果爲替相場の如きは暴かに下落せざるを得ないことになる。

間接裁定  
爲替

上に陳べた所は、債務者が債權者所在地の手形を求めて之を債權者に送附し、以て現金輸送に代へた場合に付て略述したものであるが、爲替相場の如何に依つては必しも直接に債權者所在地の手形を求むることなく、間接に第三國の爲替手形を買求めて之を送付し、以て現金輸送に代ふる方が直接に債權者所在地の手形を買求むるより利益なことがある。例へば、我國商人が印度の債權者に宛て直接に印度に於て支拂はるべき手形を求めんとするも、我國と印度との貿易關係は、我國より支拂ふべき額多くして受取るべき額少なきを以て、直接に印度宛の手形を求めんとせば、勢高からざるを得ない。此際印度宛の手形を求むることなく、英國宛手形を求むるときは、廉く之を買ふことが能きる。此種の手形を印度に於ける債權者に送付するときは、英國と印度とは本國と植民地の關係にあるのみならず、印度より英國に宛てて支拂を爲すものも少なくないから、従て英國手形の需要も亦決して少なくない。故に、我債權者は、其手形の容易に割引せらるべきこ

とを信じ喜んで之を受取るであらう、此の如き第三國の手形を以て債權債務を決済することを間接裁定爲替と稱するのである。獨り之に止まらず、相場の状態に依ては第三國手形を以て現金輸送に代はらしむるばかりでなく、第四國宛の手形を利用することがある。前に掲げた例に於て、印度への支拂を爲すが爲め英國宛の手形を求むる代りに米國宛の手形を求め、之を印度の債權者に送附するときは、印度の英國に宛て債務を辨済すべき者が、之を譲り受けて英國の債權者に送附する、英國の米國へ支拂を爲す必要ある者が之を受け、更に米國の債務者に送附するが如きものである。

## 第八章 價格並に物價

### 第一節 價格決定の法則

價格決定の法則は如何なるに依る如き原因に換はるる原因为何なるに依る如き原因に換はるる原因为何なるに依る如き原因に換はるる原因为何なるに依る

價格は或貨財が現實に他の貨財と交換せらるる割合をいふものであること前に之を陳べた。或貨財が現實に交換せらるるに當つてや、其交換の割合は必しも常に經濟上の原因にのみ因て決せらるべきではない、習慣、強制、愛他の感情、誤解等の非經濟的原因が與て力あることは常に目撃する所である。されど、茲に研究せんとする所は、是等非經濟的原因ではなくして専ら經濟的原因に在る、換言すれば、我等が貨財に依て求め得べき欲望の満足と之に要する犠牲とを比較して、最少の勞費を以て最大の結果を收めんとするに當り、其場合に於て、如何なる原因に因り交換の割合が決定せらるべきかに在る。現今の經濟は前にも陳べた如く貨幣經濟であるから、取引

價格決定の法則は、物の移動による價格決定の法則と爲すことを得

貨財の價格は、供給の需要に依りて定まる

需要の意義

交換の大部分は貨幣に對して行はるるが故に、貨財の價格は貨幣を以て言ひ顯はすを常とする、物價又は市價即ち是れである。従て價格決定の法則は移して以て物價決定の法則と爲すことが能きる。

貨財を交換取引する者にして、貨財並に市場の状況に通じ互に有利なる條件を以て交換せんとするものなるときは、貨財の價格は需要供給の關係に依りて定まるものである。即ち需要多く又は供給少なければ價格高く、反之、需要少く又は供給多ければ價格低からざるを得ない。經濟學に於て需要とは獨り其貨財を得んとする希望に止まらぬ、之を獲得し得る力あるものでなければならぬ、例へば、有名なる繪畫等に對し之を得んとする希望は、貧者も富者も敢て異ならぬであらう、而かも之を得るには多額の貨幣を要するが故に、貧者は其希望を實現する由がない、されば、其繪畫に對する需要は、獨り富者にして之を得んとする者に限定せられざるを得ないのである。市場に於ける需要は一定の價格に對し、其貨財を買受けんことを

供給の意義

價格決定の法則を研究する四場合

申し出でたる總數と見るも、差支なく、従て價格の高低に依り需要も亦増減せざるを得ない、換言すれば、價格と需要とは互に因果關係を成すものである。之と同じ理に於て、供給も亦單に或貨財を讓渡せんとする希望に止まらずして、一定の價格にて之を讓渡することを得るものでなければならぬ。但し、之を讓渡せんことを申出でたるときに於て、其手許に其貨財の存在することとを必要としない、蓋し、約束の期限内に其契約を實行するを得れば差支がないからである。

今、價格決定の法則を研究するに、交換を爲す者即ち供給者需要者間の關係より觀れば、(一)或貨財の供給者需要者が各一名に過ぎないことあり、(二)供給者が唯一人にして需要者は其供給者に就くにあらざれば之を獲得すること能はざることがある、更に、(三)其貨財の供給者も多數にして需要者一人なることあり、(四)供給者も需要者も共に多數ありて、供給者は成るべく高く之を買ふものを求め得べく、需要者は成るべく安く之を賣るものを

求むる場合等に分つことを得る。又交換せらるる貨財より言へば、數量を絶對に増加し得ないものあり、之を増加し得るものあり、之を増加し得るものの中にても生産費を増加しないで數量を増加し得るものあり、之を増加するには生産費を増加しなくてはならぬものもある。

需要者各一人なる場合

一 需要者と供給者と各一名なる場合に於ては、貨財の價格は畢竟兩者の共賣買に關聯して有する經濟上の位置の優劣、若くは其貨財に對して抱く價値の多少に因て定まるものである。例せば、玆に珍しき美術品を有する者ありて之を賣らんとするに、會々一人の之を買はんとする者ありと假定せよ、賣者は少しにても高く賣らんとすべく、買者は少しにても安く買はんとするであらう、若し賣者が其貨財に對して置く價値にして多ければ買者の希望する如き價格を以て賣らぬであらう、又縱令之に對して置く價値多くとも、其家計の事情之を賣らざるべからざる場合に於ては、勢ひ比較的廉く之を賣渡すことになる。之と反對に、買者が之に多く

の價値を置くときは其價格は比較的高いであらう。又其財産關係上高く買受くる餘裕なきものなるときは、其價格は自ら廉に定まる、要之、此場合は需要者と供給者とが其貨財に關聯して有する經濟上の位置の優劣如何に依て其價格は高低するものである。

供給者一人にして需要者數人ある場合

二 貨財の供給者が唯一名であつて需要者が多くある場合は、所謂獨占價格の場合である。此場合に於て供給者は經濟上需要者に對し遙かに優越せる位置に立つものである。何となれば、需要者は必ず其供給者に就くにあらざれば之を求むること能はざるが故に、供給者は之に對して如何なる價格をも請求することが能きる。供給者は理論上如何なる高き價格も請求し得るが、無限に其價格を高くするものではない。何となれば、前陳の如く如何なる貨財と雖も、價格の騰貴するに従ひ需要は減少せざるを得ない、從て供給者にして其價格を高くすること甚しいときは、遂には需要者なきに至るやも計られない。但し、價格の増加するに従ひ需要

獨占價格  
決定の理由

の減少する程度は、貨財の種類に依て同一ではない、概して言へば、國民の生活の必需品は價格の増加に従ひ需要の減少することは少ないが、奢侈品であれば需要減少の程度著るしきものがある。故に供給者は其利潤を最も多からしむる爲には、猥りに價格を高くすることを得ないで適當の程度に止め置かねばならぬ。換言すれば、需要と價格との積料最も大なる程度に止め置くべきである。尤も供給者が觀察推測を誤りたるが爲め、其適當の程度を越て價格を高くすることありと雖も、利潤の減少することを覺るや其價格を低減すべきが故に、畢竟猥りに、永く其價格を高め置くことができない。而のみならず、如何なる貨財と雖も代用品たるべきものがあるから、若し供給者にして價格を高くする場合には、多少の缺點あるにもせよ代用品を需要するに至るべきが故に、猥りに價格を高くすることができない。又供給者にして價格を大に高くするときは、新たに其貨財を生産する者顯出して競争するであらう。若し國民が、輸

供給者の  
獨占的地位  
を生ずる  
原因

入税を課するが爲に内國の生産者に獨占的位置を得せしめた場合の如きは、其價格を甚だ高くするときは、必ずや外國生産者より競争を招くであらう、要するに、獨占的供給者も事實上猥りに貨財の價格を高くすることができない、但し供給者は無限に價格を高くしないことは明かであるが、他よりの競争あるにあらざれば其優越なる位置に乗じて、事情の許す限り價格を高くして多くの利潤を貪ることは疑を容れない。供給者の獨占的地位を生ずる原因には種々あるが、(一)自然的生産條件上他の者が供給することを得ざるものがある、(二)特許に於て見る如く國家が法律上特に其供給者を保護して、他の者をして供給せしめないことがある、例へば、政府專賣品の如く、國家が法律を以て他より供給することを禁じ自ら供給者となることがある、又は企業合同制の如く、供給者が團結して唯一の供給者となり、若し他に之が供給者とならんとするものあるときは、強大なる勢力を以て之を抑ふることがある。



供給者多  
數ありて  
一人なる  
場

三 供給者多數ありて需要者一人なる場合の如きは稀に起る現象で、此場合は獨占價格の場合と異なり需要者が優越なる位置に立つものであるから、需要者の意思に依て價格を定め得べき理で、價格は下落せざるを得ない。然れども、此場合にも濫りに價格は減少するものではない、其價格が減少するに従ひ、供給者の數は減じ生産費以下に下るときは、到底久しく堪へ能はざるが故に供給するものなきに至るからである。而のみならず、供給者は原則として經濟社會の事情に通ずるものであるから、互に競争するの非を悟りて聯合を形成するが故に、需要者供給者間の關係は自ら一變すべきである。

供給者多  
數ありて  
競争あり  
る場

四 貨財の供給者並に需要者共に多數ありて競争行はる場合には、供給者は成るべく高く之を賣らんとすべく、反之、需要者は成るべく安く之を買はんとするが故に、結局其價格は是等需供者の一致する點に定まるであらう。例せば、或貨財の需要が五圓にては六あり、六圓にては五あり、更に

S	d	P
4	6	5
5	5	6
6	4	7

此場合  
に於ける  
供給の需  
要は如何  
なるや

七圓にては四ありとし、反之、其貨財の供給が五圓にては四あり、六圓にては五あり、更に七圓にては六ありと假定する。此際五圓にては需要六に對し供給四なれば一致することを得ない、又七圓にては需要四に對し供給六ありて是又一一致しない、獨り六圓にては需要供給共に一致するを得る、從て其貨財の價格は六圓に定まるべきである。而して此場合に於ける供給の強弱は、(一)供給者の其間に於ける對價特に貨幣に對する價值、(二)其貨財の生産費の多少、(三)需要者間の競争即ち供給者が他に其貨財を賣ることを得べき希望の多少等に因て定まり、更に需要の強弱は、(一)需要者の其貨財に對して有する價值、(二)需要者の支拂力の多少、(三)供給者間の競争即ち需要者が他より之を求むることを得べき希望の多少等に因て定まるものである。即ち供給の方面にては、若し其時に於ける供給者の經濟上の位置比較的低くして貨幣を得んことを希望する者多きか、若くは其生産費尙ほ低くして之を賣るも利益

あるか、更に需要者の中其貨財を得んことを望む者少なく、速に之を賣るにあらざれば遂に之を賣る機会を失ふ虞ある時は、勢ひ比較的廉く供給する者多き理である。従て需要との一致點は比較的に低からざるを得ない。之と反對に、需要の側に於て需要者の其貨財を希望すること少なく、縱令希望すること多くとも支拂力少なく、又供給者の數多くて容易に之を求むることを得るものなるときは、是又其供給との一致點は低からざるを得ない。

以上は需要者と供給者との關係に依て價格決定の理を説明したものであつて、要するに需要者の經濟上の位置強ければ其意思の如く價格を低くすることを得べく、反之、供給者の經濟上の位置強ければ其意思の如く價格を高くすることを得べきである。

又其貨財の方面より觀察するに、例へば古人の書畫製作品の如く絶對に其數量を増加することを得ないものは、其價格は生産費とは全く關係なく

貨財の方面より見るに、價格決定の法則

u

之を所有する者は獨占的位置に立つものであつて、其意思に従ひ價格を請求することを得るが、其價格にして高きに失すれば需要者を得ること能はず、従て其價格を減ぜざるを得ない、反之、若し其價格低くして假りに數名の需要者ありとせば、是等需要者の間に競争起りて漸次其價格を騰貴せしむる、其結果需要者の數漸く減じて、遂に價格は需要供給の一致するに至つて定まるものである。

工業品の如く貨財の數量を増加することを得るもので、而かも一定量の貨財を生産するに必要な生産費は特に増加するを要せないものは、前の場合と異なり、供給の方面よりも競争を生ずるものであつて、獯りに高き價を維持することが能きない、即ち此種の貨財には自ら標準價格と普通の價格とある。標準價格とは若し他の事情の存せない限りは自ら歸着すべき價格の謂であつて、其價格は最も低き生産費に相當の利益を加へたものである。若し其價格にして之より高いときは生産者は多くの利益を得べきが故

生産費を増加せずして一定量の生産財を得る標準價格の意義

に、自ら之を生産する者を増加する結果價格は下落するであらう。反之、價格にして其水準より低きときは、到底永く其生産を繼續することができないから自ら生産者の數を減すべく、其結果價格は騰貴して遂に標準價格に歸著するであらう。即ち所謂標準價格は價格の歸著點に過ぎずして、價格其ものは需要供給の一致する所に決するのである。即ち生産費は需給一致點の高低を定むる一原因に過ぎない。貨財の價格にして標準價格より高まれば、供給者は需要者に比して經濟上の位置が劣ることとなるから、其價格を維持することができない。反之、價格にして標準價格より低ければ、供給者の位置優越となり従て價格は騰貴する傾向を生ずるものである。故に英國學派が此種の貨財の價格は生産費に依て定まると説いたのは、畢竟其標準價格決定の法則を陳べたものであつて、市場に於ける價格決定の法則を説いたものではない。此種の貨財の生産費は技術の發達するに従ひ減少すべきものであるから、其標準價格も亦減少すべき傾向を有する。

標準價格  
は價格の  
歸著點に  
して價格  
其ものは  
需要供給  
の一致點  
に決す

生産費を  
増加する  
にあらざ  
れば生産  
を増加す  
ることを  
得ざる貨  
財の標準  
價格

農産物の如きは前に陳べた收穫遞減の法則の結果、生産費を増加するにあらざれば其生産を増加することを得ざるものであるから、標準價格は前に陳べた工業品の場合と異なり、其市場に顯はるべき貨財の中、最も多く生産費を要したものの生産費に依て定まるものである。何となれば、是等の貨財に在つては需要者は生産費の増加するに拘らず之を求めなければならぬから、自ら其標準價格となるべきものは最も多く生産費を出した者を満足せしむるものでなければならぬ。即ち、其價格は最大の生産費と相當の利益とを加へたものであらねばならぬ、其結果之より少なき生産費を以て供給することを得るものは、其影響を受けて比較的多くの利潤を得らるべき筈である。されど、生産者中に競争ありて自ら生産費を要することの少ない土地等を求むるが爲に、地代を高むるを以て生産者の利潤は普通以上に増加せしむることを得ざるもので、此種の貨財は人口増加其他の原因に因りて需要増加するときは益々騰貴する傾向を有するものである。

以上陳ぶる所は、此種の貨財の標準價格決定の法則であるから其注意すべきことは、(一)此種の貨財の市價は常に此標準價格と一致するものではなくて需要供給の一致點に定まるものである。唯二の貨財の場合と同じく其市價にして標準價格以下に降るときは、自ら騰貴する傾向を生ずるものである。(二)此法則の行はるる場合は其市場に顯はるべき貨財が限定せられ、更に其以上に供給せんとするには、生産費の増加を犠牲にして多く生産せざるべからざるときで、本質として生産費を増加するにあらざれば生産を増加することを得ざる貨財、例へば農産物の如きものと雖も、生産費を増加せずして供給を増加し得るときは、此法則の適用を受けないものである。例せば、十九世紀の前半に於ては小麥の世界市場に顯はるるものは、交通機關の關係上、其附近の生産國に限られたるが故に、其市場に顯はるる小麥の中、生産條件の最も劣つた土地の小麥の價が自ら其市場を支配したが、交通機關の發達に伴ひ、米國露國等の小麥が市場に現はるるに至り、是等の土地

に於ける農業には未だ收穫遞減の法則が行はれざるが故に、世界市場に於ける小麥の價格は米露等の小麥の價格に依て定まるに至つた。

### 第二節 物價の高低

一般物價の高低は貨幣の變動の價格の變動の原因に依る

或貨財の價格並に物價は需要供給の一致點に定まるものであるから、需要供給の變動に因り或貨財の價格は騰貴するに拘らず、他の貨財の價格は下落することがあつて錯雜であるが、或市場に於て物價が一般に騰貴することあり、又は下落することあり、此場合に於ける其變動は貨財一般に互る原因に基くか、若くは貨幣價格の變動に本づくものである。廣く一様に貨財の價格を變動せしむべき原因の如きは容易に現はるるものではない。故に其原因は之を貨幣の價格の變動に歸せしむべきものである。

貨幣も一の貨財であるから、其價格の高低は同じく需要供給の一致點に

貨幣も其財格の高低は一致點に定まる

リカルドの貨幣數量説

定まるものである。然るに古へ貨幣の價格を論ずるものは獨り其供給のみ注意したリカルドは論じて貨幣は交換の媒介であるから取引額同じくして貨幣多ければ貨幣の價格は下落し従て物價は騰貴すべく反之貨幣少なければ其價格は騰貴し物價は下落する。即ち物價は其國に存する貨幣の數量に正比例して増減するものである。此論に従へば國家又は中央銀行が貨幣の數量を増減すれば物價をも増減するを得るので、貨幣數量説と稱する。されど金銀貨幣は之を容易に増減することが能きないものである。中央銀行の増減し得るは兌換券若くは不換紙幣であるから、貨幣數量説は一變して通貨説を生むに至つた。即ち一國の物價は其國に於ける通貨、金銀貨幣並に兌換券紙幣の總計に正比例して増減するものであるから、銀行券等の發行額を制限するにあらざれば其國の物價を騰貴せしむるであらうと説く。又ミルは貨幣數量説に訂正を加へて其國貨幣の流通にして速かなれば恰も其國貨幣の數量が増加したると同じきものであ

數量と流通の速度に正比例するといふ説

物價は貨幣の數量に正比例するといふ説

るから、一國の物價は其國に存在する貨幣の數量と流通の速度の積に正比例して増減するものであると説いた。是等の説は根底に於て單に貨幣の供給にのみ注意して其價格の高低を説き更に物價に及ぼしたものである。貨幣數量説は、一國に於ける貨幣は凡て交換の媒介として輾轉流通し、従て物價に直接に關係ありとの前提の上に立つものである。されど其國に於ける貨幣は舉て交換の媒介の用を辨するものではない。價格の蓄積として貯藏せらるるものは直接に取引と關係なきが故に、物價に影響を及ぼすべき理がない。極端のことを云へば、其國に貨幣が輸入せらるるも國民は輾轉流通せず之を地中に埋むるときは、其國の貨幣の數量を増加せざると同じからざるを得ない。之を事實に徴するも、其國に貨幣の輸入あるも中央銀行の正貨準備として貯蓄せらるる間は物價と關係本ない。されど中央銀行も徒らに多額の正貨準備を擁することを喜ばず、其利潤を多くするが爲に利子歩合を低くして割引貸付を奨励するに至るから、初めて貨幣又は其代

及手説

物價の高  
低は貨幣  
の數量に  
何等の關  
係なしと  
する説も  
亦誤れり

用たる兌換銀行券が流通すべく、從て物價に影響を及ぼすものである。故に貨幣の數量と物價との密接の關係あるは、貨幣の全部にあらずして其一部である。物價は其國に存する貨幣の數量と正比例を爲すと云ふは誤りである。又一面現今の經濟社會に在つては、信用制度發達して、信用證券が貨幣の代用を爲し交換を媒介するが故に、物價は獨り其國に於ける貨幣の數量に因てのみ高低するものではない。現に英國に於て硬貨幣は一億四五千萬磅に過ぎないに拘らず、手形交換所に於て交換せらるる手形は百六十億磅を越ゆるといはれて居る。貨幣の交換の媒介として用ゐらるるは寧ろ取引の一小部分に過ぎないのである。故に供給の方面より見るも、物價は其國に在る貨幣の數量のみに因て動くものと爲すことは能きない。然れども、之と反對に、一派の論者の説の如く物價の高低は貨幣の數量と何等の關係なしといふは適當でない、政府又は中央銀行が貨幣若くは兌換券を多く發行すれば、其國物價を騰貴せしむることを得る、貨幣の價格は獨り

貨幣の需  
要増加の  
原因の二  
三

其供給に因て高低するものではなく、其需要の變動に因て高低するものである。貨幣の需要は其國經濟の發達の程度、從て取引の多少に因ることが最も多い、其間經濟が發達して取引額が増加すれば、自ら之が交換の媒介たる貨幣の需要が増加する。故に若し其國貨幣の數量にして増加することなく、而かも經濟社會が活氣を呈して取引高が増加するときは物價は下落するに至る。されど、此場合には必ずや貨幣の流通の速度を増し、若くは信用證券が貨幣の代用として多く流通するに至るから其勢を緩和するものである。其國に於ける賣買又は支拂に關する法律習慣も亦貨幣の需要を動かすに與て大に力がある。例せば、其國に於て現金を以て支拂を爲す風が行はるるときは貨幣の需要が増加せざることを得ない。反之、信用取引が昌になれば信用證券が貨幣に代て其支拂を決するから、貨幣の需要は少ないことになる。其國の國際貸借關係も貨幣の需要の増減に關係がある、國際貸借關係が其國に不利なれば金銀貨幣を以て支拂を爲さねばならぬ

が故に、貨幣の需要増加するも、國際貸借が其國に有利なるときは貨幣の需  
要少なき理である。要之、貨幣の價格は他の貨財と同じく金屬の價格の高  
低に因り高低するは勿論である。

貨幣の價格の増減の經濟社會に及ぼす影響

貨幣の價格の増減の經濟社會に及ぼす影響を説明するに、之を債權者並  
に債務者に及ぼす影響と、企業家に及ぼす影響とに分つを便とする。債務  
者は支拂を爲すに一定の額面價格の貨幣を以てするものである。若し貨幣  
の價格にして下落すれば、比較的價格の少ない物を以て支拂を爲し得るに  
均しいから利益である。從て貨幣の價格が下落の勢あるや、支拂は比較的  
滞りなく行はれる。反之、債權者即ち支拂を受くる者に對しては、之を以て  
購ひ得るものは従前に比し價格の少なきものであるが故に不利益である。  
此事は主として信用取引を爲すものに付て言ふことであるが、官吏を始め  
定額の收入あるものは、恰も債權者の位置に立つものであるから、貨幣の價  
格にして下落すれば不利益を被り、反之、騰貴すれば利益を受くるものであ

債權者並に債務者に及ぼす影響

企業家に及ぼす影響

つて、此點に付ては勞働者に比して寧ろ不利益である。何となれば、勞働者の  
賃金は常に變動するものだからである。國庫が租税を收むる場合も亦之  
と同じく、貨幣の價格が下落すれば租税額は従前と異なる所なきも、其購買  
力少なきが故に必要な支出を爲すに當り、従前と比して困難を感ぜざる  
を得ない。次に企業家に及ぼす影響を見るに、企業家は生産費と生産品の  
價格とを計算して經營を爲す者であるから、其貨財を生産する間に貨幣の  
價格が下落したときは、生産費は原則としては前に契約したる所に因り之  
を支拂ひ、其生産品に對しては貨幣價格が下落したる時の物價を受くべき  
が故に恰も豫期せざる利益を得るに均しい、されば、是等企業家は争ふて新  
たに資本を集めて生産を起すべく、又既存の企業を擴張せんとするであら  
うから、經濟社會は活潑となるを得るのである。此際銀行は注意して一面  
割引歩合を高め、一面には企業の性質並に企業家を選んで割引貸付を爲す  
にあらざれば、不確實なる事業起り、其國經濟界をして投機の渦中に投ぜし





所得と収入とは異なる

濟的行爲を爲す者(主體)を標準とする辭であるが、収入とは意味同一ではない、収入は單に一定の期間内に經濟行爲を爲すものの所有に歸すといふに止まり偶然の出來事に因て得たるものまでも含むけれども、所得は特に確實なる源泉ありて規則正しく生ずるものであるから、之を消費しても其源泉にして存する限りは、不斷繼續的に經濟生活を營む上に於て困難を見ることのない道理である。但し、規則正しく收むと云ふは、所得を生ずる確實なる源泉ありて豫期の時期に於て收むることを得との義であつて、例へば、農業を營む者は一定時に收穫を得、之を賣て収入と爲すに過ぎざれども、其源泉あり毎年相違なく之を收むることを得るが故に所得と稱することができる。

二、所得の分類

所得の源泉に依る區別  
地代  
賃金  
利潤  
利子

所得は種々の標準に依て分つことを得る。所得の源泉に依る時は地代賃金、利子及利潤と爲すことができる。地代は土地所有者が其土地を利用せしむるに因て生ずる所得を謂ひ、賃金は労働者が労働に對して受くる報

所得額の決定の標準に依る區別  
契約所得  
強制所得  
剩餘所得

酬、利子は資本を所有する者が之を利用せしむるに因て生ずる所得であり、更に企業家が企業に因る所得は之を利潤と稱するのである。事實上、吾人が經濟を營むに當り、悉く唯一の源泉に因て所得を得るものではない、同時に數種の源泉より所得を收むるものである。例へば、土地を所有する者が自ら之を耕さずして他人をして利用せしめ自ら企業を營む場合の如きは、其者の所得は地代と利潤とより成るが如きものである。所得額決定の標準基礎に依て之を分つときは、契約所得、強制所得、剩餘所得と爲すことができる。契約所得とは所得額が契約に因り定まれるものをいふので、労働者が契約に因て賃金を受け、資本家が契約に因て利子を得る如きは何れも契約所得である。現今の法律制度に於ては、原則として契約を爲す者は對等の位置に立つものと推斷し、從て雙方の意思の合致に因て生ずる契約を正しきものと看做すが、經濟上より見れば、契約を爲す者は必しも對等の位置に立つものではない、從て契約所得は必しも正しきものと稱することは能

きない。近時法律を以て契約に基く所得にも制限を加へんとする傾向があつて、現に我國に於ても利息制限法(明治十年)に於て契約上の利子にも制限を加へ、元金百圓以下のものは百分の二十、百圓以上千圓以下のものは百分の十五、千圓以上は百分の十二を超ゆることを許さない。強制所得とは所得額が法律に依て一定せるもので、官公吏の俸給、恩給、扶助料の如きはそれである。更に剰餘所得とは一に原始所得と云ひ、企業家が生産又は營利事業を行ふや、其生産費は契約に基いて之を支拂ひ其殘餘を以て所得とする。故に其經營宜しきを得て多くの収入あらば從て其所得も多く、反之、其經營宜しきを得ざるときは所得額少なきを得ない、即ち其殘餘を以て所得とするものであるから剰餘所得といふのである。現今の經濟社會に於て、企業家は労働者に比較して遙かに優勝なる位置を占むるより、企業家は契約に因て成るべく労働者の所得を少なくし、以て剰餘所得たる利潤を多くせんとするが故に、企業家と労働者との間には蓋し利害の衝突を免れない。

## 第二節 賃金 (Wage, Lohn)

一、賃金の定義

賃金は廣義に解すれば他人の爲に爲したる労働に對し受くる報酬であるが、狹義に解すれば契約に基き企業家の爲に爲したる労働に對し受くる報酬といふことが能きる。官公吏等が受くる俸給は強制所得であり自由職業者の受くる報酬の如きは多少獨占的性質を帯び寧ろ習慣等に因て定まるものであるから、労働者が契約に基き企業家より受くる報酬即ち狹義の賃金とは同一視してはならぬ。茲には狹義の賃金に付て説明する。

二、賃金制度  
支拂の標準  
時間制度

賃金制度は支拂の標準に依り時間制度と出來高拂制度とに分つことが能きる。前者は企業家か日月等の時間を標準として契約に従ひ労働者に一定の賃金を支拂ふものであつて、後者は労働者の爲したる労働の結果に因り一定の賃金を支拂ふものを謂ふのである。前者にては契約の條件簡短であつて誤解を生ずることはないが、労働者は成るべく少なく労働せん

出來高拂  
制度

とする傾向あり、企業家は成るべく多く労働せしめんとするものである。此制度は、生産の性質として多数の者が相集まつて之に當り、各労働者の成績を明かに區別するを得難きもの、即ち多数の労働者が集合するが爲め、勤惰を監督するを要する場合、例せば工場工業等に實行することを得る。(労働者より言へば多数集合するを以て團結して企業家に當ることが能きから、比較的有利なる賃金を受くることになる)。反之、出來高拂制度に於ては多量に生産した者が多くの賃金を受くることを得べきが故に、監督を要せずして勤勉ならしむる利益はあるが、其制度の缺點としては、生産の性質にして各労働者が分れて生産することを得べき場合なるか、少なくとも各労働者の爲したる所が明かに區別することを得る場合にあらざれば實行してはならない。而のみならず、企業家より言へば製品が粗悪に流るる虞あり、労働者より言へば労働過度に陥る傾あるばかりでなく、労働者は原則として集合せずして労働するが故に團結して企業家に當ること困難であ

支拂の方  
法を以て  
生活必需  
品を以て  
爲す支拂  
システム  
(トラス  
テック  
システム)

る、従て不利なる賃金に甘んじねばならぬ缺點がある。

賃金は食物、衣服等労働者の生活に必要な貨財を以て支拂ふことがあり、貨幣を以て支拂ふことがある。生活の必需品を以て賃金を支拂ふことは多くの國に於て行はれた所であるが、其弊害少なくない。何となれば、労働者は企業家の授くる生活の必需品に依て生活せざるべからずして、其好む所に従て生活することができない、欲望が益々増進するに當り、労働者の能く堪へ得る所でないのみならず、企業家は其勢に乗じて労働者の生活の程度を下して利潤を多くせんとする、其結果労働者をして恰も奴隸の如く自由を失はしむる虞なしとしない。此種の弊害著しかりしを以て、諸國は法律を以て此種の賃金支拂方法を禁ずるに至つた。此賃金支拂制を「トラス・システム」(Trust System)と稱する。反之、貨幣を以て賃金を支拂ふ制度にては、労働者は其受くる賃金に依て好む所に従ひ生活するを得て、企業家より束縛を受くることが少ない。但し賃金の多少並に貨幣價格の變動は勞

貨幣を以  
て爲す支  
拂

働者の幸福に重大なる關係を有するものである。貨幣價格の變動は夥多の原因に因て定まるものであるから、俄かに之を如何ともすることができないが、賃金の多少は企業家と労働者との契約に因て定まるものであるから、従て此問題は労働爭議の中心を爲すものである。

労働者に支拂ふ賃金は生産費の重要な部分を爲すが、故に企業家は成るべく之を少なからしめんとし、労働者は之を以て生活せざるべからざるが故に少しにても多からんことを希望する、兩者の利害は之を調和するに難いと雖も、企業家の眞に希望する所は、賃金の多少よりは生産費の節減、利潤の増加に在るが故に、労働者に比較的多く與へたとて其目的に副ふならば之を辭するものではない。茲に於て賞與制度、利潤分配制度の發生を見るのである。賞與制度とは労働者が特に勉強して労働し、機械の使用に注意し、又は原料を節約し若くは其生産品の品質にして優良なるとき、一定の標準に従ひ労働者に賞與を與ふるものである。労働者は是等の賞與に刺

賞與制度

激せられて生産に注意するの結果、生産費を節約し又は利潤を増加し得るを以て、企業家にも労働者にも便利である。唯、企業家の中、狡猾なるものは賞與制度の存するを口實として賃金を低減することがある、斯の如きは賞與制度の名ありて實なきものである。

利潤分配制度

利潤分配制度は更に一步を進めたもので、企業家は契約に因り労働者に對して一定の賃金を支拂ふ外、一定の標準に基き利潤の一部分を與ふるものを謂ふのである。賞與制度は表面は利潤の多少に拘らず、企業家の意思に因て設けられたものであるが、利潤分配制度は労働契約の一條件として利潤の一部分に與らしむることを定めたものであるから、労働者は之に對して權利を有するものである。其結果、労働者は利潤を多くし其所得を多くせんが爲に生産に注意するに至るの效あるものである。

三、賃金の高低を歩合を生ずる原因

賃金の高低を生ずる原因は之を一般及特別に分つことが能きる。一般の原因とは或市場に於て賃金の一般歩合の高低を生ずる原因であつて、特

一般的原  
因  
勞働の需  
要供給の  
關係

別原因とは同じ市場に在て勞働の種類異なるに従ひ賃金に高低を生ずべき原因である。賃金の一般歩合を定むべき原因は(一)勞働の需要供給の關係(二)其國の生活の程度である。賃金は勞働の價格であるから、其高低は他の貨財の如く需要供給に因て決するは明かである。勞働の需要は畢竟企業熱の盛衰に因て消長するもので、企業熱が盛んであつて既存の企業が益々生産等を擴張するのみならず、新たに企業を起すもの多きときは、勞働の需要多く従て賃金を高めしむる、反之、企業熱の衰へたときは、勞働の需要も少くなり従て賃金の低下を見ざるを得ない。勞働の供給は勞働せんとする者の多少に依り、勞働せんとする者の多少は原則として人口の多少に依るものである。何となれば、人口多ければ自ら社會下層の人口も多い、社會下層の者は資本なく企業を営む素養才幹もないものであるから、自然勞働者として生活せざるべからざるに至る。其國の生活の程度も亦其國の賃金の一般歩合を決定するものである。賃金は勞働者の由て以て

其國の生  
活の程度

リカ  
ルド  
の賃  
金説  
及  
賃  
金  
鐵  
則

生活する基礎であるから、賃金の最低限は其國の生活の費用であらねばならぬ、其國生活の程度高ければ其國の生活の費用も高く、反之、其國生活の程度低ければ其國の生活の費用も亦低からざるを得ない。生活の費用の多少に依て賃金も亦高低するは疑を容れない所である。リカルドは賃金と生活の費用との關係を論じて賃金は生活の費用に依て定まるものであると説いた、其理由は若し賃金にして生活の費用以上に上るときは、勞働者は餘裕を生ずるを以て結婚するに至り、其結果出産數を増加し、勞働の供給を多くするを以て賃金は茲に低落せざるを得ないことになる。此説は勞働を普通の貨財に比較し、貨財の價格が生産費に依て決定するが如く、勞働は勞働の生産費なる生活の費用に依て決定すと謂ふものであつて、若し此説にして誤なしとすれば、勞働者は永久餘裕ある生活を爲すこと能はざる道理である。社會主義者は此法則を認めて賃金鐵則と稱し且つ曰く、現今社會に此冷酷なる法則の行はるるは皆社會組織の罪であると斷じた。され

所謂賃金  
鐵則に妥  
當なるも  
のてな

賃金基金  
説

ど、此説は決して正當でない、從て之に基く社會主義者の主張も亦直ちに承認することが能きない。何となれば、労働者は餘裕あれば直ちに結婚すとは謂はれない、又結婚すれば必しも直ちに労働の供給を増加すとも謂はれないのである。幼兒は直ちに労働者階級に入るものでないから、其之に加はりて労働の供給を多くする傾向あるは、少なくとも十數年の後でなければならぬ。十數年の間労働の需要に變化を生ずることなく、從て賃金を下落せしむるといふことは想像すべからざることに屬する。要するに、此説は採るに足らない。假りに一步を讓て、賃金は生活の費用に依て定まり餘裕を生ぜずとするも、生活費用は一定不變のものではない、經濟の進歩と共に上進し、生活の程度を高め、其幸福を増進するを得べきである。故に此説に基て労働者の生活並に位置を豫斷するは、決して穩當でない。

賃金鐵則に類するものに賃金基金説なるものがある。經濟社會には賃金の由て支拂はるべき基金なるものが存する、從て其基金にして増減せざ

る限りは一人の労働者の受くべき賃金は、労働者の數に逆比例するものである。労働者の數少なければ一人の労働者の受くべき賃金多く、反之、労働者の數多ければ一人の労働者の受くべき賃金は少ない。而して、賃金の支拂はるべき基金は畢竟其國に存する流動資本總額に相當する。其國流動資本が増加せざる限りは賃金として支拂はるべき基金の増加する理なしと謂ふのである。賃金基金が其國流動資本に相當する理由は、流動資本は結局賃金に支拂はるべきもので、例へば茲に企業を營む者あり、其流動資本の一部分は生産中労働者に賃金として支拂はるべく、其餘の流動資本を以て石炭原料を購ひたりとせば、其原料生産者は之を以て其原料を生産する労働者の間に賃金として分配するであらう、斯の如く流動資本は、直接には種々の目的の爲に用ゐらるるも、結局賃金として労働者に分配せらるるものと云ふを得、と云ふに在る。抑も、賃金基金の名は曩にアダム・スミスに依りて始めて用ゐられたものであるが、スミスは賃金は其國資本の増加するに

ミルの賃金基金説  
ミルは、資本主義の弊を論じて、  
賃金を増やすべきことを主張し、  
労働者の利益を保護することを  
主張した。ミルは、賃金を  
増やすことは、労働者の利益を  
保護することである。ミルは、  
賃金を増やすことは、労働者の  
利益を保護することである。

ミルの賃金基金説

従ひ増加すべきことを説明する爲に基金の文字を用いたに過ぎないので、  
經濟社會には一定時には嚴として動かすべからざる基金存在すと説いた  
のは、氏の説を繼承した後世の學者である。而して之を最も明瞭に説明し  
たものをミルと爲すことが能きる。茲にはミルの説く所に從て説明する  
に、此説は賃金に関する學説としては甚だ有名なるものであつて、若し此説  
にして誤謬ならずとすれば、労働者の賃金を多くし其位置を向上せしむべ  
き方法は、労働者の數を減ずるか賃金基金を増加するかは在る、賃金基金を  
増加するには其國の資本を増加しなくてはならぬ。労働者が團結して資  
本家に迫り賃金を増加せしめんとする如きは、常に資本家を苦しむるに止  
まらず結局労働者自身を苦しめるものと謂はねばならぬ。資本主義の思  
想より言へば頗る有力のものであるが、ミルも一方に於て賃金基金説を採  
るに拘らず、一方に労働組合制度が労働者の位置を進め賃金を増加するに  
與て力あるを説けるが如きは其論理を貫くものと謂ふことが能きない。

賃金基金説の根據

蓋し斯の如き學説の興つたのは、(一)賃金は資本家に依て豫め支拂はるべきもので、資本家より云へば恰も機械を据へ付け原料を仕入れると同じく労働者に賃金として支拂ふべき額を計上し置かねばならぬ。一資本家に於て猶ほ且つ然り、一國にしても賃金として仕拂はるべきものが自ら一定して居るものである。(二)労働者の數にして甚だ多く、職を求むること急なるときは賃金は自ら下落せざるを得ない。反之、労働者の數少なきときは賃金は昇騰するであらう。從て此理を推せば賃金として支拂はるべきものは一定して動かざるものの如くである。(三)資本増加の速力急にして勞力の需要大なれば賃金も亦昇騰するが故に、資本の増加は賃金基金の増加を促がし、基金の増加は賃金の増加を促がすものの如く見える。要するに、是等の現象を説明するに基金なる觀念を以てせば甚だ便利なやうである。是れ此説を生じた所以であつて、此説に對しては Thorntun Longe Toynbee 等を始め多くの經濟學者の反駁するものあり、始と完膚なきに至つた、ミル自身す

賃金基金  
説の誤謬

ら遂には此説を抛棄せざるを得ないこととなつたのである。茲には此説の誤謬の重なるもの二三を掲ぐることにする。

一 基金と言へば少なくとも或期間は一定不動のものでなければならぬ。従て基金が常に變動増減することは基金の性質上有り得べからざることである。然るに、ミルも賃金基金は一定不動のものではなくて、或一定時には其國資本の中に賃金として支拂はるべきもの自ら一定すと説明して居る、更に之を平易に解すれば、一國資本の一部分は賃金として支拂はるといふに均しいものである。果して然らば、基金といふ觀念を固守せざれば労働者の努力に因て其國資本の中より、従前に此して割合に多くを賃金として分配せしむることを得る道理である。基金といふ文字を用ゐて更に其基金は常に變動増減すと言へば、殆ど該學説の意味を失ひたりと云はねばならぬ。而かも目前の事實より総合せば之を否定することができない、由是觀之、其學説の誤謬なることは明かである。

二 賃金基金説に依れば、基金が増減せない以上は賃金は労働者の數に逆比例すといふは、労働者は常に労働するものなることを前提とする。然るに、現今の經濟社會は同じ歩調を以て進歩發達せるものではない、時に或は伸縮波瀾なきことを保せない。故に縱令基金存するも、其分配に與かるものは現に労働するものであつて、其餘のものは之に與ることを得ないのである。現に労働するものの數は經濟界の浮沈其他の理由に依り増減するものであるから、決して労働者の數と一定の比例を爲すものではない。

三 資本に依て養ふことを得る労働者の數は、決して其金額の多少にのみ由るものではなく、寧ろ其取引の遲速資本回收の速度等に関係すること多きが故に、資本を増加するに非ざれば基金を増加すること難く、従て多くの労働者を養ふこと能はずと言ふことを得ない。資本と賃金との關係を論ずるに當り、單に資本額のみを見て其他を顧みざるは誤謬である。



特別的原

賃金は労働の種類に依て異なるは勿論、同じ種類の労働にても地方並に資本家に依て異なるは普く人の知る所である。賃金基金説に依るときは此事實を説明することができないであらう。賃金基金説は此點に於ても亦誤謬である。

四、賃金の高低は賃金の骨子を爲す

賃金は労働者が由て以て生活する基であるから、賃金の高低は實に労働問題の骨子を爲すものである。抑、貧富懸隔の現象は近年に至つて起つたものではない、労働者の生活状態は之を古昔に比較するに著しく上進して居る、然るに労働問題が近年に至つて起つた理由如何といふに、其原因は(一)労働者の資本家に對する位置が著しく變化したると(二)労働者が其位置を自覺するに至りたると(三)唯物主義が近代思潮を支配するに至りたるとにある。都市經濟時代に在つても、ゾンバート教授が「近代資本論」に於て論ずるが如く、同業組合員の間にも其所得に著しき差異あり、親方徒弟の關係は主従の如く、其境遇に於ては寢食を同うし共同して労働に當り其

労働問題の起る原因

労働問題の由來

間、温情の掬すべきものがあつたが、産業革命以來大工業の起るに及んで、昔日の如く熟練、技藝は労働の必要條件でなくなり、多數の労働者を集めて大量に生産せざるべからざるに至つた結果、企業家は、約定の賃金を支拂つて労働者をして契約に基き労働せしむるものと思ひ、労働者も亦約定の賃金に對して労働するもの如く思ふに至つたので、企業家と労働者との間に何等温情の掬すべきものなきに至つた。學者は此現象を説明して、昔時に在つては人的關係に基く共同經濟が行はれたが、現今に於ては賃金制度に依る個人經濟行はるといつて居る。企業家、資本家と労働者との連絡する所は僅かに賃金のみなるが故に、労働者が機會ある毎に賃金を多くして其境遇を向上せしめんとし、企業家、資本家が成るべく賃金を少なくせんと努むるは蓋し已むを得ない。労働問題は斯の如くにして起るのである。而かも労働者は昔日の如く、教育なきものならば兎も角、現今に於ては、教育の普及に伴ひ労働者の位置が企業家に比し著しく劣れることを自覺す

るに至つた。勿論労働者の之を知るに至れるは、半ば所謂煽動家の言動に據ることでもあるが、其之を能く咀嚼し得るは主として其教育の力に在ると謂はねばならぬ。企業家と労働者とは法律上は對等であるに拘らず、實際に於ては決して對等のものではない。其結果労働者は企業家の壓力に對抗することを得難いから、失ふ所多くして益すること少なきに至つたのである。労働者が自ら其事實を覺るに至り、茲に多大の不満足を抱いて、進んで獨り法律上のみならず實際上に於ても亦對等たらんことを希望して己まざるは、蓋當然の勢であると言はねばならぬ。

十九世紀に入つてより唯物主義が天下を風靡し、世を擧げて物質上に富めるものは即ち幸福なるものと信するやうになつて、労働者も亦此標準に由りて幸不幸を判別するに至つた。労働者が其教育、生活、社會上の位置等企業家と甚しき優劣あることを知るに及んで、現状を以て甘んずること能はざるとするは、之を想像するに難くない。

労働問題  
に對する  
社會主義  
者の主張

労働者竝に之に同情する者の中には、労働者の賃金を増加して其位置を向上せしむるには、現今の經濟社會の根底を爲す私有財産制度を覆へして所謂生産手段を社會の有と爲し、社會的生產と爲すにあらざれば其目的を達すること能はずと爲す者がある。現に一八九一年エルフルトに於ける社會主義者の會議に於ては、宣言書を公にし土地、鑛山、工場、原料、工具、機械、交通機關等の生産手段を資本家の私有財産より移して社會の有とし、生産を擧げて社會の爲に且社會に依て營まるる社會的生產と爲さねばならぬと主張した、獨り言論に依て其主張を貫かんとするに止まらず之を實行せんとするものさへある。此主張は前に陳べた如く、理論として誤謬あるのみならず、縱令之を實行し得たりとするも、労働者をして幸福ならしむること頗る疑はしきものがある、故に現時の社會組織の根底を覆へすことなく、現今の如き労働者の負擔を軽減し其幸福を増進すべき道を講じなくてはならぬと主張するものあるに至つた、所謂社會改良主義即ち是である。

五、労働運動  
英國に於ける労働の趨勢

近年に於ける諸國の労働運動の趨勢を概観するに、自ら國に依て異なる所あるを見る。英國に於ては工業の發達夙に起りたる爲め、労働運動も諸國に先んじて起つたが、一八五〇年以來其運動は過激危險性を失つたもの様である。其原因は、第一に英國に於ける經濟發達の特に著しいものがあり、産業の勃興に伴ひ労働の需要も亦著しく増加したから、労働者の賃金も増加し、失職者の數も減じ、企業家も労働者の利益を重んずるに至つたこと、第二には英國にては労働者の利益を代表すべき政黨なしと雖も、英國の二大政黨は時に觸れ其勢力を張る爲に労働者の利益を計つた。例へば、労働者が團結を組んで資本家に當り其利益を主張することは、從來營業の自由の原則に反するものとして許されなかつたが、遂に労働者の利益の爲に之を認むるに至つた如きものである。第三には英國労働者は比較的自治の精神に富むを以て、労働者中稍々餘裕あるものは労働組合を設けて其利益を保全するものがある。労働組合は初めは勿論資本家に對抗する機關

佛國に於ける労働の趨勢

であつたが、漸次組合員の利益を擁護進展するの機關となり、従て労働組合は企業家と労働者との間に立つて利益を調和するに力を致すことになつたのである。第四には英國労働者の氣風として厭くまで實際を重んずるものであるから、煽動者の議論に聽いて企業家に反抗することが少ない。英國の労働運動が甚だ穩和的なるは主として是等の原因に基くものであると言はれる、但し近年に至つて佛國に起つたサンチカリズムの影響を受けて其運動に過激的分子を加へたものの様であるし、労働者の利益を代表する政黨も起つたから、労働運動も稍其趣を異にするに至つたのである。佛國に於ける労働運動は、英國とは全く趣を異にし常に破壊的傾向を帯びて居る、即ち同じく労働者の利益を進捗するを目的とするものの中にも、其主義理想及其主義理想を實行する手段に於て意見を異にするが故に、小黨分立して互に勢力を破壊するに力を致した。其傾向が時ありてか革命の如き社會を破壊すべき大活劇を現出するに至つたのである。而して佛國

に於ける革命を見るに、之が主動者は、其意見が其時の事情に照して實行せらるるを得るや、及び之を實行して社會下層のものに直ちに幸福を齎らすことを得るや否やを思はない。寧ろ其主義理想の爲に活動したもののやうである。佛國の勞働運動が破壊的傾向を帶ぶる所以のものは、(一)其勞働運動は民權擴張運動より變化し來りたる、(二)佛國の工業が英國と異なり美術工業多く、從て勞働者が集團を爲して勞働するよりも、寧ろ家内工業的に之を營むもの多きと、(三)佛國に於ては夙に中央集權制度發達し、諸種の勢力は獨り巴里に集まるとに起因するもののやうである。民權擴張の趣旨は人民各自の權利自由を擴張するに在る。團結的意思に服従して其利益を伸べんとするのではなくして、反對に團結的意思を離れて其利益を伸べんとするものであるから、一面には其主義理想に殉ずる傾あると共に、其主義理想に合せないものあらば之を破壊せんとする。其工業が多數のものが一致共力するにあらざれば爲すことの能きないものが少ない

ことも、自ら國民をして團結の訓練を爲さしむる上に於て妨害を爲したもののやうである。更に各種の勢力が巴里に集まつて地方に散在しないことは、利益意見の衝突を生じ易い所以であつて、從て破壊的色彩を帶び來らしむる所以である。而して、現今佛國勞働運動者中に於ては、獨逸の如く議會に多數を得て、政治上より其目的を達せんとするものが其勢力を占むるもののやうである。

更に獨逸に於ては一八四〇年頃に至るまで勞働運動は起らなかつたが、一八六三年に至り突如として社會黨の起れるあり、爾來勢力を得て一日も息むことがない。此事たる、甚だ奇なる如きも、獨逸に於て勞働運動を爲す者は、初めより立法議會を動かし政治法律の力に依つて其目的を達せんとしたが爲である。特に始めて其運動を起したものはラッセルであつて、能く多數の者を統率して其目的に突進するの才幹あると共に、一面野心の強いものであつた。從て其影響を受けて政治的色彩あるを致したのである。

獨逸に於ける勞働運動の趨勢

六、労働問題に對する法制

労働者保護の法律制定

労働運動は國に由て趣を異にするものありと雖も、是等運動並に學者の社會改良に關する意見の影響に因り、労働者の利益を進ましむべき法律制度の發布實施せられたものが甚だ多い。労働者保護法、労働保險法の如き最も著名なものである。労働者保護法は、初めは紡績工業及び鑛山業に従事する労働者の保護を主眼としたものであるが、況く工場工業に従事するものに及び、更に最近に於ては家内工業、商業の如き工場工業以外のものの保護を目的とするに至つた。但し家内工業は之を監督することが容易でないのみならず、之を監督することを得るも企業家は労働者を保護する資力に乏しき爲、事實上其規定を勵行し難い、故に工場労働者に關係するもの工場法を必要とする。又保護すべき労働者の種類より言へば、初めは幼工、女工を目的としたものであるが、男工をも保護するに至つた。諸國の工場法を見るに勿論其揆を一にしないが、其規定する所は (一)工場内に於ける労働者の作業並に衛生上の危害を防止すべき設備に關すること (二)幼

労働保險法の制定

工女工の保護に關するもの、特に幼工に付ては労働を許すべき年齢並に労働時間、労働を許すべからざる工業の種類並に女工に付ては労働時間及産前産後労働を爲さしむべからざる日限等に關する規定 (三)男工に付ては労働時間の限度、夜業の制限、休日に關する規定 (四)賃金支拂に關する規定 (五)工場監督官制に關する規定を含まないものはない。

労働保險法も亦労働者保護の法規であつて近世の産物である。營業自由の原則の下に於ては、労働者は企業家と法律上對等であるから、労働者は労働の際生じた傷害、疾病、失業、老廢等に付て自ら責任を負はねばならぬ。されど、文明諸國に於ても労働者の受くる賃金は甚だ少なくして、其一部分を貯蓄し以て不時の必要に充つること難く、縱令其餘裕あるも到底十分なる貯蓄を爲すものが少ないから、國家は進で労働保險の制を起し労働者をして是等の事由に際會したるとき、相當の保險金を受くるの道を開き、以て其危害を少からしめなければならぬ。學者の中、此制度は労働者の自助

の精神を傷くる虞ありと言ふ者もあるが、勞働者にして賃金の中より保険料の一部分を負担せしめ、國家並に企業家が其足らざる所を補ふに於ては、勞働者は必しも其責任を感じざるものではない。否、寧ろ一面には勞働者をして未來を慮かる思想を涵養せしむると共に、一面には勞働者資本家の利益を調和せしむるに與て力あるが故に、勞働保險制は決して勞働者の自助の精神を傷くるものではない。又之を經濟上より見ると、企業家は自己の危険計算に於て生産營利を爲すものであるから、其生産手續の間に生ずる一切の事由に於ては責任を負はねばならぬ。機械工場に於て、其機械の破壊が企業家の損失となるが如く、之と同じ道理に由り勞働者が疾病、災厄等の爲に勞働力に欠缺を生じた場合には、其事由が勞働者の過失等に因て生じたものでない限りは、企業家は少なくとも其責任の一部分を負担せねばならぬ。

### 第三節 地代 (Rent, Grundrente)

一、地代  
の定義  
及其性質

地代とは土地の生産力を使用せしむるに由り土地所有者の受くる報酬を謂ふものである。此定義はリカルドの地代説に依るものであつて、地代を土地より生ずる純所得と解したものである。然るに、英米の學者はリ氏の學説を非難し、若し之に従ふときは土地自然の力と古來之に投下したる資本の生産力とを區別することが能きない。所謂土地自然の力なるものも亦同時に資本の力なるやも知れない。故に地代は地主が受くる土地の使用料である。私かに想ふに、是は單に用語の争に過ぎない、何となれば、土地の使用料と解するは、地主が受くる報酬を通俗に地代といふより起つた見解であつて、地主が資本家として放下した資本に對する報酬をも含まなければならぬ。是れ學理上混雜を來すであらう、而かもリ氏の地代説を絶對的に非認するのでもない、即ち問題は文字を通俗の用語より分離して特別の意義を附するか、又は通俗の用語に解すべきやに歸著するのである。茲にリ氏の用語に従ひ其原則を説明する。

二、地代の原則を（地代を生ずる原因）

地代は或耕地の生産力と現に耕さるる中、最劣等なる耕地の生産力との差に因て起る。最も劣等なる耕地とは、其生産力少なき即ち之を耕して得る生産額が之に費したる資本、労働に對する報酬と均しくして毫も殘餘なき地を謂ふものであつて、之を耕作限界といふのである。茲に甲乙丙丁の四田あり、若干の資本労働を用うるときは甲は米二十四石、乙は二十二石、丙は二十石、丁は十八石を得るとし、人口は悉く該四田の中央に集合したりと假定せよ。人口稀薄なるときは、勿論甲田を耕すは明かである、而して未だ地代なるものがない、然るに人口稍増加し甲田のみにては其需要を充たすことが能きず、即ち農産物の價格も騰貴するを以て、若し耕作者が肥料種子等の雜費を控除して、労働に對し相當の報酬を得るならば、耕作者は寧ろ乙地を耕して、二十二石を得るであらう。此際甲地は乙地と同一なる資本及労働にて二十四石を得るが故に、差引二石は全く甲地の生産力が乙地に勝る結果である。故に甲地を有する者は、之を他人に使用せしむるときは耕作

三、地代の標準を定むるリカールの説

者は二石を其所所有者に對し地力の報酬として與ふるであらう、是れ即ち地代である。人口益々増加し農産物の需要愈々増加するときは、更に丙地を耕さねばならぬ。丙地は僅かに二十石の收穫あり、而して之は其資本及労働に對する報酬であつて、毫も餘裕がないけれども、尙ほ耕作者は地代を拂はないから、甘んじて之を耕すべく、甲乙兩地は丙地即ち耕作限界よりも生産力が多いから、各地代として地主に支拂ふであらう。

土地肥沃の程度

土地の位置

地代の多少は（一）土地肥沃の程度（二）土地の位置に因て定まるものである。土地肥沃の程度は前にも陳べたやうに、耕作する者は先づ最も肥沃なる土地を選んで之を耕し、漸次肥沃ならざるものに及ぶものであつて、從て上田下田の差別を生じ、以て地代を生ずるが故に、漸次肥沃ならざる土地を耕作するに至れば、地代は増加せざるを得ない。即ち土地肥沃の程度が其土地の地代の高低を定むることは疑を容れない。之と同じ道理に由り、縱令其土地が肥沃にして收穫多くとも、其土地の位置が農産物の消費地よ

Cary

リカルドの說を反  
駁したる  
ケレールの  
說は正當  
でない

遠くして運搬の費用を要すること多きものは、之を耕すものより見れば、  
收穫高の少なき土地と同じであるから従て地代は低からざるを得ない。

以上はリカルドの地代に關する説明である。此說に對して經濟學者中  
反駁するもの少なしとしない、其中最も著名なものを擧ぐれば (一)ケレール

(Cary) (The Past, the Present, and the Future Principles of Social Science) は其研究せる經濟  
史實に照し、リカルドは耕作者は最も生産的なる土地を選んで最も早く之  
を耕すものなりと云ふも、米國植民地の農業の發達に見るに、却て高地にし  
て肥沃ならざる土地が先づ耕され、漸次平地の肥沃なる土地に及んだもの  
である。故にリカルドの學說は採るに足らずと論じた。されど、此反對論  
は上に陳べた地代說を破るに足らない、何となれば、ケレールの説くやうに最  
も肥沃なる土地の悉くが最初に耕されないといふことが事實でありとす  
るも、他の事情にして同じであるとするならば、地代は肥沃ならざる土地に  
生じないで後に耕されたる肥沃なる土地より生ずべきが故に、上田下田の

差異は地代なりとの說を覆すものではなからぬ。且米國の植民地に於て高燥

なる土地が先づ耕かされたことは、會々植民者の居住する土地に遠隔な  
らざるの故であつて、リカルドの土地の位置を加へて考ふるときは、是等高  
燥なる土地は肥沃の程度に於て劣れりとするも、却て生産的、經濟的なる土  
地である。故にケレールの反駁はリカルドの地代說を破つたものではない

(二)或は地代說を駁して、此說にして若し正しとせば地代は常に騰貴しなけ  
ればならぬ、然るに之を事實に徴するに、地代は毎に騰貴するばかりで下落  
しないのではない、故に此說は誤謬であると。此反對說は地代說の誤解よ  
り出でたるものであらう、リカルドは決して地代は常に騰貴するものであ  
ると説いたのではなくして、其經濟市場の狀況上、比較的利益少なき土地を  
耕す必要を生ずるときは、同じ勞働資本を用ゐて比較的利益を生ずべき土  
地の所有者は、之を使用せしむるに對して地代を收むることを説いたのに  
過ぎない。従て若し特に比較的利益の少ない土地を耕すことなくして農



法の改良等に因り多くの收穫を得るときは、地代は騰貴するものでない。故に縦令リカルドの地代説を是認するも地代は常に騰貴するのみにて下落するものにあらずといふことを得ない。唯、人口は益々増加すべく従て農産物の需要は愈々増加すべきであるに拘らず、農業には收穫遞減の法則が行はるる結果、比較的に利益少なき土地を耕すにあらざれば、農産物の需要に應ずることが能きない傾向があるといふを得るに止まる。故に地代は事實上毎に騰貴しないことを理由として此説を破り得るものではない。

③一派の論者は若し此説に依れば、生産力の多い土地にあらざれば地代を生じない理であるが、實際に於て耕作地は最も收穫の少ないものと雖も地代を生ぜざるはないから、此説は誤謬であると論ずる。想ふに此非難も畢竟地代を單に土地の使用料と解した結果であつて、前述の如く、經濟學の術語としては單に土地の使用料を意味するものではなくて、特別の意味あることを忘れたものである。否、地代を單に土地の使用料と解するも、其土地

地代  
と  
非難  
地代

この人は誤りなり

四、農産物の地代  
の價格と農産物の  
關係を論ずる  
の論議

を耕して何等の利益を擧ぐることを能はざるものであるならば、之に對して所謂地代を支拂ふものがない道理である。唯、此種の土地が所謂地代を收むるが如く見ゆる場合は、他の利益ある土地と合せて貸借の行はれると在る。此場合には言ふまでもなく最も收穫の少ない土地に地代を生じたのではないのである。故に此非難も亦採るに足らない。要之、リカルドの地代説は妥當なるものとして之を是認せざるを得ない。

地代と農産物の價格との關係に付てリカルドは説明して曰く、穀物の價格の高いのは地代を支拂はるるが故に高いのではない。穀物の價が高いから地代が高いのである。何となれば、穀物の價格は耕作限界に於ける生産費に依て定まるものであるから、穀物の價格が高くして更に耕作限界を低くするときは地代は爲に増加するであらう。反之、地代は上田下田の差異は外ならないから、地代が高くと雖も耕作限界に於ける農産物の生産費に影響を及ぼすことがない。此説明は半ば正しいが半ば正當でない。穀物の價

此説は半  
正當に  
正しく  
いふに  
ば

格が騰貴すれば地代の騰貴するは正しい、されど反對に穀物の價格が下落するも必しも地代は低下するものではない。何となれば穀物の價格が下落するも同時に耕作限界が上騰するとは言はれない、穀物の價格は農法の改良等に依り下落することがあるからである。又地代は減少するも穀物の價格は減少せずと言ふは正しくない。若し耕作者にして地代を支拂ふを要せざるに至れば穀物を廉價に賣ることを得るが故に穀物の價は下落する傾向がある。地代が増加すれば従來耕作限界に、近き土地を耕作したるものは、收支相償はざるが故に耕作を廢止するに至るであらう、其結果農産物の價格は騰貴すべき傾向ありと謂ふことが能き。此點に付てはリカルドの説く所、半ばは正しいが半ばは正しからずと言ひ得るのである。

### 第四節 利子 (Interest. Zins)

一、利子の意義

資本を他人に使用せしむるに對して資本を所有するものが受くる報酬

を利子と稱するのである。古昔に在ては、他人をして資本を使用せしむるも利子を受くることを得なかつたことは前に之を陳べた、然るに近世に於ては、資本と利子とは分離することを得ざる觀念となり、縱令自己が資本を利用する場合に於ても之に對して相當の収益あることを豫測するに至つた。資本が必ず利子を伴ふ理由に付ては經濟學者の間に種々の説明がある、今其重なるものを擧ぐれば

二、資本が必ず利子を伴ふ理由

生産力説

一 **生産力説** 資本は生産力を有するものである。同數の労働者を使役して労働せしむるも、之に機械工具を使用せしむると否とに依り、其労働の結果に著しい差異を生ずる、是れ資本其ものに生産力ある故である。資本にして生産力ありとせば、他人をして資本を利用せしむるは、畢竟之をして其生産力を利用せしむるに外ならない、故に資本家は貸付資本に對して利子を收むるは當然である。此説は説き得て一面の眞理を含むが、少くとも不完全なる説明と謂はねばならぬ、何となれば資本が生産

Senior

捨樂説

二

捨樂説

セニール等の學者が唱ふる所であつて、資本の因て生ずる所

力をも有する爲に利子を生ずるものとせば、同額の資本は常に同額の生産額を生ぜねばならぬ、然るに事實は之を否定する。而かのみならず、資本に生産力あるが爲め之に對して利子を支拂ふものとせば、資本を利用したる場合と然らざる場合の生産額の差異は、利子に相當したるものでなければならぬ、然るに事實は之を否定する、故に資本に生産力あるは疑ない。説いて不完全ではあるが他の諸説も亦不完全であるから、吾人は今日ではこの説に従ひ置かんとするものである。

を見るに、其得たる貨財を直ちに消費せず他日の用に充てんとしたるに因る、換言すれば、現在の享樂を求めずして其國經濟の利益の爲に自ら犠牲を忍んだに均しい、資本をも有するものは此犠牲に對して報酬なからざるを得ない。此説をして正當ならしめんには、資本あるものが事實上其快樂を抑へて犠牲となりたる場合であらねばならぬ。されど、社會に於

勞働説

三

勞働説

勞働説は資本の利子を生ずる論據を勞働に求めんとするものである。而して勞働説は之を別て三派と爲すことが能きる。

ける資本は擧げて斯の如き犠牲の伴ふものではない、假りに一步を譲つて有ゆる資本は資本家の捨樂の結果に成るものとすも、之れに對する報酬は資本家の犠牲の程度に依て測らなければならぬこととなる、然るに經濟社會には犠牲の如何に拘らず一定の利子歩合といふものが存する、從て其論據は他に之を求めなければならぬ。

甲 ジエームス、ミル マカロツク等の學者は、資本の成立に遡つて、機械

工具を始め資本の成立には勞力を必要とする、資本の利子は此勞力に對する報酬に外ならない。

乙 佛國經濟學者の多くは、資本は過去勞力の結果であつて之を貯蓄するに因り始めて生じたものである、貯蓄は高尚なる道義心、克己心の發動に外ならないから、之に對して報酬を受くるは正當である。

丙 更に獨逸社會政策學者は、資本家は生産を監理統帥し、國民經濟上有益なる勞働を提供するものであるから、之に對して報酬を受けなければならぬ其報酬は即ち利子である。

以上三派の學者が利子の經濟上の基礎を勞働に置くは即ち同じであるが、其利子存在の理由とする所、從て其經濟政策に對する意見は大に異つて居る。甲派は單に資本の成立には勞働を要するが故に、勞働にして相當の報酬を受くべきものであるならば、資本家は同じ理由に依て之に對して其報酬を受くべきであると謂ふのである。されど、現今資本家の受くる利子歩合が正當のものなりや否やに付て何等の説明する所がない。且現今資本家の資本の中には、何等勞働の結果と認むることの能きないものがある。然るに、簡單に有ゆる資本は勞働の結果なりと云ふは穩かでない。乙派に屬するものは、其論は極めて捨樂說に類するものがある。故に捨樂說に付て論じた所は移して此派の所說に適するであらう。

更に丙派に屬するものは資本家と企業家とを區別せず、利潤と利子とも區別しないで、資本家も勞働者の如く生産等に對し相當の勞働を出すばかりでなく、勞働者の出す勞働に比較して遙かに優れるものであるから、之に對して相當の報酬を要求する權利ありといふものであつて、利潤の説明としては或は當るべきも利子の説明として穩當でない。

利益侵食

四

利益侵食説

此説は社會黨の唱ふる所であつて、利子は畢竟資本家が

其勢力あるに乗じ、勞働者が當然得べきものを蠶食掠奪して其所得と爲すものである。換言すれば、社會組織の不完全なるが爲に生ずる剩餘價值が利子である。從て理想的社會組織の下に於ては勿論存在を許すべきものではない。此説も亦資本家と企業家とを混同する嫌あるは勿論、其所謂理想的社會に於ては資本は悉く社會の有に歸し、企業は凡て社會の營むものであるから、利子の存在を許してはならないのは理論上當然であるが、此事たる果して正當であるや否や頗る疑ふべき餘地がある。

假りに之を正義に合するものとするも、其實現を可能ならしむることを得べきや大に疑はしい。故に此説に従つて利子の存在を否定するのは蓋し適當ではない。

價值補填説

五

價值補填説

塊國學派の唱ふる所であつて、其價值論を以て利子の存在を説明したものである。即ち現在の貨財の價值は比較的が多いものであるが、未來の貨財の價值は之に比較して遙かに少ないものである。資本を他人に貸與して若干の期日後に之が返還を受くるは、恰も現在の貨財を與へて未來の貨財を受くるに等しい。價值論より言へば、價值は爲に減じたと言はねばならないから、其價值の減少を填補するが爲に利子を支拂はざるべからずと謂ふのである。此説は現今經濟學者間に普く認めらるる所であるが、更に之を研究するに、現在の貨財の價值が未來の貨財の價值より大なりと言ふは、單に原則を示すものであつて、各貨財の價值に付て之を見るに、必しも常に然りと云ふことが能きない。現在に

三、經濟市場には一定の利子歩合あり

於ては資本を必要とする事由なきに拘らず、未來に於ては之を必要とする事由が起らないとも謂はれない。斯の如き場合、は現在の貨財の價值は未來の貨財の價值より大なりと謂ふことが能きない、即ち此場合には利子を生ずること能はずと謂はねばならぬ。利子にして現在の貨財の價值と未來の貨財の價值の差異を示すものとせば、資本に對する吾人の價值は各異なるものであるが故に、利子歩合は毎に異ならざるを得ない。從て貨財の價值に關する説明を布衍して利子の觀念を説明したのは甚だ巧であるが、尙未だ十分に妥當なるものとは言はれない。

經濟市場には自ら一定の利子歩合なるものがある、資本を要する者は原則として其利子歩合を以て資本の融通を受くるものであるから、其歩合にして高きときは之を以て生産を起すこと難きも、其歩合低きときは之を以て生産を爲すこと容易である。前者に於ては、資本を利用するものは多くの利潤を得るにあらざれば利子を支拂ふこと能はざるか、若くは利子を支

拂ふことが能きても其剩す所は殆どないであらう。反之、後者に於ては、比較的少なき利潤を得るも尙ほ利子を支拂ふことを得るものであるから、從て利子歩合の高低は經濟市場の盛衰に大なる關係を有するものである。

四、利子歩合論  
利子歩合の高低は貸付貨幣資本の需要供給に因て定まる。資本は獨り貨幣資本のみに限らるるものではないが、利子歩合の高低を定むるものは貨幣資本に限るものであることは多く説明するを要せない。而して、利子歩合に直接關係あるは更に貨幣資本の中、即時に貸付くることを得るものに限られる。貸付貨幣資本は原則として銀行の手に在る。從て銀行をして融通せしむることが最も便利であるから、之を一に銀行貨幣ともいふのである。縱令其國の貨幣が膨脹するも國中に輾轉散布して直ちに之を利用すること能はざるときは、貸付貨幣資本の供給は比較的多からざる理である。但し斯の如き場合には、銀行が利子歩合を高くするときは、是等散布せる貨幣は原則として銀行に集まるべきが故に、貸付資本は自ら潤澤となる

譯である。

貸付貨幣資本の需要供給の増減

譯である。

一 國民の氣風活潑にして企業心に富み而かも資本を要すべき自然の富源等多きときは、貸付貨幣資本の需要多かるべく、從て利子歩合が高くなる。且つ其國の貨幣資本乏しくして其國の企業經營を爲すに困難を見る場合には、貸付貨幣資本の需要大なるべく、從て利子歩合高からざるを得ない。一は其國經濟の進歩の盛なるに起因し、一は其國經濟の衰退するに起因するものである。故に利子歩合の高低に因て、其國の經濟の盛衰を下することは能きない。反之、國民が貯蓄心に富み、社會政治等の關係を整頓して資本の集積に便なる場合には、貸付貨幣資本の供給多く、從て貸付貨幣資本の供給大にして利子歩合低くなる。斯の如き場合には其國の企業が勃興するか、若くは外國に輸出して國民は其利子に依て生活するに至るであらう。貨幣資本は社會の進歩するに従ひ益々増加するものであるから、利子歩合は愈々減少せざるを得ない。其勢にして已まなざるとき即

ち經濟にして大に進歩するときは、利子歩合は遂に消滅すべきやといふ問題がある。若し他の事情にして存せなければ即ち經濟が進歩して利子歩合が減少するときは國民の貯蓄心は漸次衰ふるであらう、利子歩合にして或程度以下に下るときは貯蓄は全く止り、資本の増加は遂に生ぜざるに至るであらう、從て更に利子歩合は低減することがなくとも、

二 其國民にして企業心薄く、利用すべき自然の富源乏しき場合には、貸付貨幣資本の供給比較的多くして利子歩合は低いであらう、唯斯かる場合には資本の供給は既に定まつて増加する望がないから、縱令利子歩合低くとも其國の企業は起り難いであらう、是等剩れる貨幣資本は原則として外國に輸出せらるるに至る、斯の如きは利子歩合低くとも國民經濟上慶ぶべきことではない。

### 第五節 利潤 (Profits, Gewinn)

#### 一、利潤の定義

利潤とは企業家が企業を爲すが爲に收むる報酬である。

古は資本家と企業家との區別明白ならず、又地主と企業家との區別も明かでなかつたから、經濟學理を説明するものは、資本家若くは地主の所得が人に依て常に同じからざる理由を説明することが能きなかつたが、リカルドは前述の地代説を説いて、地主の所得の同じからざるは地代が異なるからである、地代の異なるは畢竟土地の生産力の異なるに依ることを明かにした。されど、尙ほ資本家が所得を異にする理由を説明し得なかつた。蓋し、企業を經營するものは、原則として自ら資本を有するものであつて、他人の資本に依て之を經營することは極めて稀であつたが故に、學者も兩者の間に明かに區別の存することに注意しなかつたものやうである。然るに、近世に於ける經濟の發達は、規模の稍々大なる事業に於ては兩者の間に區別の存することを明かにしたので、曩に資本家が所得を異にするが如く見えたのは、其實、資本家の所得即ち利子歩合が異なるが爲ではなくして、

企業家は  
自己の計  
算危険に  
於て生産  
要素を結  
合する結

利潤は總  
生産の完  
成後に始  
めて生ず  
る

企業家として利潤が同じからざるが爲であることが明かとなつた。  
利潤は企業を經營する者の收むべき所得であるから、小規模に企業を爲すものに在ては、其危険の程度が少ないだけ明かに認識すること難いが、稍々規模の大なる企業に在つては、之を經營する者は豫め其利用する土地、労働資本に對して報酬を計算し、尙ほ相當の剩餘即ち利潤あるにあらざれば企業を起すことがない。されど利潤は一定の期間企業を經營した後、其企業より生じたる總收入の中より之に要したる總ての費用を控除するにあらざれば其額の多少も、否利潤の有無も之を知ることができない。企業家は自己の計算危険に於て生産要素を結合すと謂ふは此故である。即ち利潤は性質上他の所得とは全く趣きを異にするものがある。貸金、利子、地代は生産の始めに在て其額一定し、生産したる貨財が賣捌かるるに先ちて企業家から支出せらるるを常とするが、利潤に至つては則ち然うでない。生産手續が完了し其生産物が賣捌かるるに至り始めて其額を知ることが能

二、利潤の  
經濟上  
の基礎

資本説

きるものであつて、企業家が經濟社會に於て重要な位置を占むる所以のものは實に之が爲である。  
利潤の經濟上の基礎に付ては學說一定しない。其重要なものを擧ぐれば、

甲 資本説 企業家と資本家との區別明白ならざりし時代の經濟學者

(アダム、スミス、リカルド、ヘルマン、シエフレー等)の説いたものであつて、利潤は資本より出づるものであると説明する。而して、或は利潤が市場に於ける利子歩合に比較して多いのは、資本家が單に安全なる方法に依て資本を貸付くのではなくして、投機的に之を使用する爲であると説明するものがある。利潤は資本を有する者が資本を利用するが爲に生ずるものであると爲すは、現今の經濟社會を説明するに不確確のものである。

企業家勞  
働説

乙 企業家勞働説

七一、ガルニエール (Guy Chaurien) 等の佛國學者並にラウ



(B)等の獨逸學者は利潤は企業家の行爲努力より生ずるものであることを主張する。曰く、企業家は自ら事業の經營に當り、一定の俸給を受けて事業を經營する取締役等に比較して其心身を勞することが多い、其特に心身を勞するに對して受くる報酬こそ即ち利潤であると。此説明は或は企業家の受くる利潤が賃金等に比し割合に多いことを説明することは能きるが、企業家が時に或は利潤を受くることを得ないのみならず、却つて損失を招くことあるの事實を説明することが能きない。

特別所得

丙 特別所得説 チュンネン (Thünen) マンホルト (V. Mangoldt) ミトホーフ (V. Miethoff)

等の學者は賃金とは或全く性質の異なる所得であると説明するものである。而して其性質竝に起源に至ては説く者に依て一様ではない。或は企業經營には特殊の才幹を要するものであるから、利潤は此特殊の才幹の活用に對する報酬であると説き、或は利潤は當該企業の事實上竝に法律上の獨占的位置例せば營業の秘密、特許權等一切の局外者の企及す

ることを得ざる位置より生ずる報酬であると謂つて居る。是等の學者が利潤に特殊の存在基礎を許したことは、前に陳べた諸説に比し一段の進歩を爲したものであるが、企業家勞力説に付て陳べた非難は移して此派の説明にも用ふることを得る。

利益侵食説

丁 利益侵食説 社會主義者の説く所であつて、企業家の利潤も利子や地

代と同じく、勞働者が勞働の結果當然受くべきものを侵食して所得と爲したるもので、現今經濟社會の欠缺が産む所のものであると説明する。此派に屬する者は、經濟の根底に付て説を異にするものであるから、其結論に於て異なる所のあるのは怪しむに足りない。

生産要素結合説

戊 生産要素結合説 現今普通に學者の説く所であつて、利潤を以て特殊

の所得であると爲すは丙説と異ならないが、其基礎は尤に之と異なるものである。土地、勞力、資本の如き生産要素は現今の經濟には須臾も缺くべからざるものであるが、之を結合して始めて吾人の目的を達すること

を得るものである。此事たる私經濟上に於ても、將又國民經濟上より見  
るも甚だ肝要のことである。されど、是等生産要素を結合するも常に豫  
期の如き結果を生ずるものであるとは斷言することが能きない。若し能  
く巧に之を結合し得たる場合には、企業家の受くべき利潤は頗る大なる  
ものであるが、反之、巧に之を結合し得ざる場合には損失を生ずるは已む  
を得ざる所である。由是觀之、即ち利潤は生産要素を結合するに因て生  
ずるものと見ねばならぬ、と言ふのである。

學理上嚴格に利潤を解するときは、企業家が出したる勞働並に資本に  
對する報酬を含まないが、通常企業家は生産の要素を結合するには、若干  
の資本を供給し自ら精神及肉體的勞働を出すものであるから、之を含む  
ものと見るを穩當とする。

利潤は企業家が需要若くは市場の狀況を豫測して、之に適應する目的を  
以て生産要素を結合するより生ずるものであることは前に之を陳べた、從

三、企業  
家は如何  
にせば利  
潤を大に  
せむべ  
からしむ  
べきか

四の條件

て企業家が豫期の如く利潤を得んと欲せば、第一に其生産したる貨財が豫  
期したる價格にて賣却せられねばならぬ、其豫期したる價格にて賣らるる  
には、(一)其貨財の需要若くは市場の狀況が該企業家の豫測したる所に同  
じであるか、又は之より善くなくてはならぬ、企業家が未來の需要等を豫測  
するに當て、多くは局外者が冷靜に觀察するよりも樂觀するものであるか  
ら、實際に於て企業家の豫測する如き利潤を生ずることは難い (二)其貨財  
を生産するもの即ち該企業家の競争者の位置に立つ者が、其豫期する所と  
均しいか、又は之より少なくして從て該市場に現はるべき供給額が其豫期  
する所より少なきことを要する。 然らざれば競争の結果企業家は其豫期  
する所より廉價に之れを賣捌かねばならぬ。此點に付ても企業家の多く  
は局外者よりも樂觀するものである、從て豫期の如き利潤は容易に得られ  
ない。若し該企業家にして獨占的位置に在るものなるときは其市場に現  
はるべき貨財の數量を隨意に定め得べきであるから、(一)に掲げたる其貨財

の需要に關する豫測にして大過なきときは、企業家は比較的多くの利潤を得べき筈である。(三)貨幣の價格に變動を見ざるか若くは下落するを要する。何となれば、現今の經濟社會は貨幣經濟であるから、貨幣の價格の變動も企業家の利潤を定むる上に大關係がある。若し貨幣の價格にして騰貴すれば、企業家は豫期の如き價格を以て生産したものを賣ることができない理である。反之、貨幣の價格にして下落するときは、企業家は豫期以上の利潤を得るものである。(四)企業家が生産並に取引を完了するまで、原料の價格は勿論、利子歩合、労働者の賃金等、生産費を組織するものは、企業家の豫期する程度であらねばならぬ。若し其生産費の合計にして豫期以上に嵩むときは、豫期する如き利潤を見ることができない。

以上陳べたる四條件の中、貨幣の價格の騰落は種種なる社會的原因に因て生ずるものであるから、企業家は絶対に之を如何とも爲すことができないものである。(一)に陳べた貨財の需要は流行品等に見る如く、企業家は

利子歩合、労働者の賃金、原料の價格、生産費の合計、豫期以上の利潤を得ることを要する

或程度まで廣告等の手段に依て之を増加すること能はざるものではないが、原則として之を左右することを得ない。唯、其貨財の價格にして高ければ需要減じ、其價格にして低きときは需要の増加するものであるから、生産費の節減に依て價格を低廉ならしめ、以て需要の増加を計るべきである。(二)に陳べた競争者の多少も亦勿論、企業家の如何とも爲し得べきものではないが、前述の企業の聯合又は合同に因て、獨占的位置を得んことに勉むべきである。最後に陳べた生産費に至つては、企業家は優良なる技術の利用、經營方法の改良に因て之を少なくすることを得べきものであるから、企業家は此點に付て最も其力を致さねばならぬ。此事たる企業家の手腕才能を必要とする所以である。

企業家は多くは或程度までは自己の資本を用ひ、其危険を冒して需要を豫測し、以て經營するものであるから、利潤は(一)低下したる資本に對する利子、(二)企業家の危険に對する報酬、(三)企業家の労働及能力に對する報

酬の三より成るものである。故に是等の程度の異なるに従ひて利潤も亦異ならざるを得ない。而して社會の進歩するに従ひ市場の範圍も亦擴大されて企業家の危険が増加するやうであるが、所謂危険と云ふは始めより需要者の確定したるもの少なしと云ふに止まり、企業家は實際に於て或程度迄は需要を豫測し得ざるものではない。否、現今發達せる交通機關を利用して、需要の如何を見て始めて生産に着手するもの多く、假りに需要と供給の一致しないが爲に生産したものを賣捌くことができないとするも、現今發達せる商業機關を利用することを得て、或は其價格を低くするか又は或期間賣捌を猶豫するときは、之を賣捌くことを得べきものである。か以て其危険は減少したるものと見ねばならぬ。資本の利子歩合は漸次減少する傾向があり、企業家の勞力及能力も、教育の普及と共に或程度までは平均する傾向あるを以て、是等を綜合すれば、經濟社會の進歩するに伴ひ利潤は減少する傾向ありと謂ふことが能き。利潤の減少は一面物價を減少すべき

傾向あるを以て經濟社會の爲に慶すべきである。

經濟學 (終)

大正十三年九月九日印刷  
大正十三年九月十二日發行



經濟學

著者

發行者

印刷者

印刷所

定價金參圓

河津 暹

葉多野 太兵衛

猪木 卓二

京華社印刷所

東京市神田區今川小路二丁目四番地

東京市神田區今川小路二丁目四番地

發行所  
電話四谷一〇、四八四八番  
振替口座東京七四四七番  
清水書店

527  
47

終

